

5 防災計画

5-1 防災計画の考え方と方針

(1) 防災計画の基本的な考え方

国内随一の近世港町に形づくられた伝統的建造物群が維持できるのは、その価値を尊重して、そこで暮らしたり、事業を行ったりする人々がいることが基盤となる。したがって、災害から当該地区を守るということは、第一義的に当該地区における住民等の生命と財産を守ることであり、その結果として文化財としての価値が継承されることにつながる。

加えて、保存地区においては、空き家等となっている伝統的建造物が多数みられ、それらが適正に管理されるように対策を講じることも重要となる。また、保存地区には、多くの観光客が訪れ、その中には外国人観光客も含まれることになり、住民等はもとより、来訪者の安全確保の視点も不可欠である。

こうした状況や前記の課題に対処するには、次のような保存地区の防災に関わる前提条件を認識しておく必要がある。

- 多くの建築物（伝統的建造物）は保存・継承することが基本であり、建て替えて防災性を高めることはできない。そうした中で、建築物の特性・制約（細長い形状、老朽化、密集など）から、建築基準法の規定を満たすレベルまでの改修は大半が困難であり、可能な改善を図ったり、積み重ねたりすること（セカンドベスト：次善の策）が重要となる。
- 多くの建築物などは民間の所有であり、それらの防災性を高めるためには、関係権利者の理解と協力、かつ、各自の建築物の改善を促す行政の分かりやすい情報提供と説明、支援が不可欠である。
- 広幅員の道路や広い防火帯、高い防潮堤の建設などの大規模な防災工事は不可能であり、道路を広げることも難しい。したがって、貯水槽や小規模な防災広場の確保・整備など、公共工事においても小さなことを相互に関連づけて積み重ねることが重要となる。

そして、保存地区において想定される災害としては、火災、地震、高潮、津波、土砂崩れ及び災害時の交通網の麻痺が考えられる。

本計画においては、上記に示した防災上の前提条件を認識し、特に本市として対策を講じなければならない火災、地震及び災害時の交通対策及び各災害における避難を中心に防災計画の策定を図る。また、鞆町は住民相互のつながりが強く、その強みを活かし、住民各自及び地区の防災力をより一層高めるため、自助・共助を促し、さらに公助との連携・協働（みんなで取り組む）につなぐことも意図する。公助に関しては、保存地区の特性を踏まえた防災に資する効果的なハード事業を積み重ねるとともに、自助・共助を促す支援にも取り組み、地域と一体となって防災まちづくりを進める。

こうしたことを踏まえ、防災計画の基本的な考え方（基本テーマ）を次のように設定する。基本テーマは住民等で共有することが大切であり、できるだけ簡潔にすることに努めた。

【防災計画の基本的な考え方（基本テーマ）】

**国内随一の近世港町に息づく暮らしと活力を、
みんなで守り、育む防災まちづくり
～火災、地震、交通対策及び避難を柱にした防災計画～**

(2) 防災まちづくり（防災計画）の基本方針

防災計画の基本的な考え方及び防災上の課題を踏まえ、防災まちづくりの基本方針を想定される災害等への対応と取組の主体の切り口から次のように設定する。

ア 想定される災害等に対する基本方針

■火災から人とまちを守る～火災を起こさない、拡げない、延焼させない～

火災から人命・財産を守り、そして伝統的建造物群を継承するため、火災に対する防災力の強化を目指す。

<主要な視点（事項）>

- 出火防止（啓発，訓練，火災防止の設備）
- 早期発見・早期通報（啓発，訓練，警報設備）
- 初期消火（訓練，消火器など）
- 消防活動困難区域の解消
- 消防活動の迅速化・円滑化（消防水利の拡充，緊急車両の災害現場への迅速な到着，災害時の一般車両の円滑な退避，消防活動拠点の確保）
- 延焼の防止についての対策（建築物の防火性能の向上，土蔵の保存・修繕など）
- 地域における救助への対応（消防が到着するまで）

■地震から人とまちを守る～地震による建造物の倒壊等及び地震後の二次的な被害を防ぐ～

地震から人命・財産を守り、そして伝統的建造物群を継承するため、地震に対する防災力の強化を目指す。

<主要な視点（事項）>

- 建築物の維持管理，劣化対策
- 建築物の防火・耐震性の向上
- ブロック塀等の対策
- 二次災害防止（火災など）

■災害時の緊急車両等の交通を確保する～消防・救急活動等の複数ルートを確保する～

狭あいな道路を中心とした道路網の中で、木造建物が密集している保存地区の現況を踏まえ、災害時において緊急車両等が迅速・円滑に目的地又はその近くに到着できる交通環境を確保する。その中では、保存地区中央部に消防車両が円滑に到着できる条件の確保及び消防活動困難区域の解消（大幅な軽減）を目指す。

<主要な視点（事項）>

- 緊急車両の災害現場への迅速な到着
- 緊急時の一般車両の円滑な退避（消防活動等の迅速な開始）
- 緊急時の交通対策に対する理解・周知
- 緊急時の一般車両の誘導體制の確保

■安全な避難のルートや場所及び支援体制を確保する～だれもが安全に避難できる環境・条件を整える～

狭あいな道路を中心とした道路網の中で木造建物が密集し、高齢化が進んでいる保存地区において、安全・安心して避難できる場所やルート及び要配慮者の支援体制を確保する。また、観光地であることを踏まえ、観光客等の安全・安心の確保を図る。

<主要な視点（事項）>

- 空地などの活用による身近な避難・集合の場の確保
- 避難路の安全確保（通路としての確保、建築物の防火・耐震性の向上）
- 避難路、避難場所等の周知・確認
- 避難場所等の整備・充実
- 敷地間での移動可能な環境整備（住民協定など）
- 迅速な避難の支援（要配慮者、観光客等）

■地区の防災体制（態勢）※を強化する～支え合い・助け合いの防災まちづくり～

保存地区の住民等が防災に関する意識・知識をより一層高め、出火防止から災害が発生した場合の応急修理・復旧まで、支え合い・助け合いの防災まちづくりを進める。

<主要な視点（事項）>

- 防災情報の提供・周知と啓発
- 防災訓練の実施と参加促進
- 轄学区自主防災協議会や防火協会等の充実・強化
- 災害で建造物に被害が生じた場合の応急修理・復旧の体制づくり（生活再建、事業の早期再開、重伝建としての価値の保存・回復）

■その他の災害から人とまちを守る～水害・土砂災害、津波・高潮への対策を講じる～

水害・土砂災害（土石流、急傾斜地）、津波・高潮から、人とまちを守るため、広島県と連携して防災対策を進める。

<主要な視点（事項）>

- 土砂災害防止対策（主として広島県）
- 津波・高潮対策（主として広島県）
- ハザードマップの周知や関連する情報の提供・相談

イ 取組の主体に関する基本方針

■自助・共助・公助と連携・協働で防災対策に取り組む

防災対策については、住民等の個々の努力（自助）、住民等の支え合い・助け合い（共助）、及び公的な事業・制度（公助）があり、各主体がその役割や内容を認識し、具体的に取り組む必要がある。

また、自助・共助・公助の連携、さらには協働（各主体が共通の目的に向かい、それぞれができること、得意なことを一緒に行うこと）の取組も重要となる。

5-2 防災に関する具体的取組

（1）具体的取組の全体フレーム

防災（減災を含む）のための具体的取組について、保存地区の防災上の課題や防災計画の基本的な考え方及び基本方針を踏まえ、取組メニューやその内容などを明らかにする。ここでは、前記に関する全体フレームを示す。

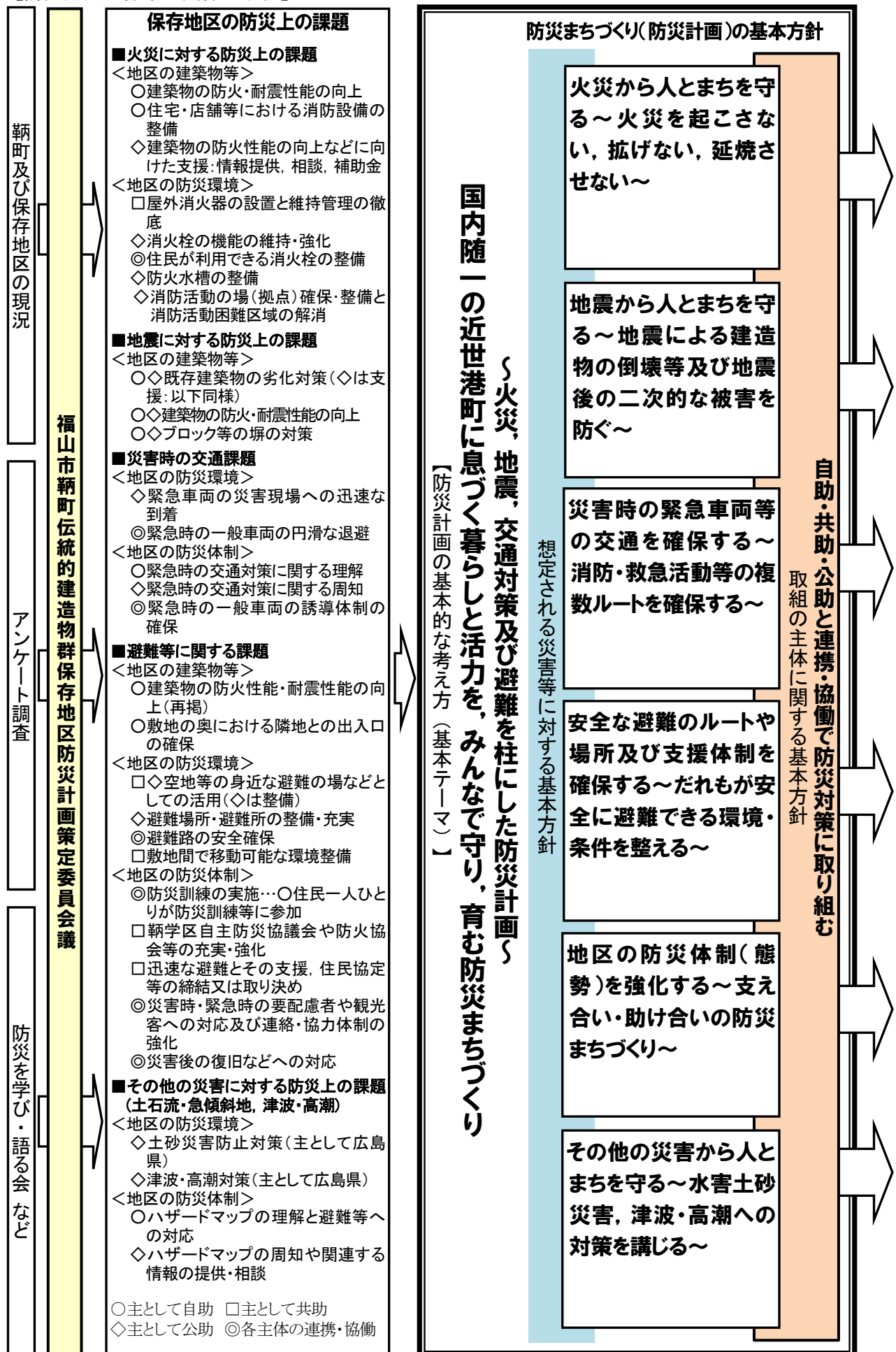
※体制：一般的には、「システム」「組織」を指す。また、恒常的な組織や制度を言うときは、「体制」が使われる。

態勢：その時々状況に対する身構えのことを言い、「受け入れ態勢」「即応態勢」「出動態勢」のように用いられる。ただし、「いかなることにとも即応できる体制をつくる」「いつでも出動できる体制をつくる」などの場合は「体制」のほうが適切と考えられる。

⇒「組織」と「身構え」のどちらに重点を置くか、また、その組織が「恒久的」なものか「一時的」なものかで使い分けをすることになる。

参考資料：NHK放送文化研究所「最近気になる放送用語」

【防災計画の体系と具体的取組】



基本方針 (キーワード)	取組メニュー ■:主としてハード □:主としてソフト ◇:ハード+ソフト	基本方針(取組主体)		
		◎:取組主体 各自(自助)	○:協力・支援など 地域(共助)	○:協力・支援など 行政(公助)
火災	◇住宅用火災警報器の設置と維持管理	◎	○	○
	◇住宅用火災警報器の連動型設置、グループ設置	◎	◎	○
	◇感震ブレーカーの周知と設置	◎	○	○
	◇屋外への消火器の設置と周知	○	◎	○
	◇消火栓の利用体制(態勢)づくり	○	◎	○
	◇可搬式ポンプの配備と利用体制(態勢)づくり	○	◎	◎
	■消防活動困難区域の解消に資する消防活動拠点の整備	○	○	◎
	■耐震性貯水槽の整備	○	○	◎
	■防災倉庫の確保・整備	○	◎	◎
	◇防火帯の確保	◎	○	○
地震	□建築物の耐震診断の実施	◎	○	○
	■建築物の耐震性能の向上	◎	○	◎
	◇感震ブレーカーの周知と設置・・・再掲	◎	○	○
	◇建造物の点検・維持管理(修繕等)	◎	○	○
	◇ブロック塀等の安全対策	◎	○	○
交通	■緊急車両の災害現場への到着時間の短縮	○	○	◎
	■緊急時の一般車両の円滑な退避	○	○	◎
	□緊急時の交通誘導体制の確保	○	◎	◎
避難	◇避難のための一次避難場所の確保・充実	○	◎	◎
	◇避難場所・避難所の充実(鞆公民館、鞆コミュニティセンター、鞆の浦学園)	○	○	◎
	◇避難路の安全確保	◎	◎	◎
	□建築物・敷地内の避難経路の確保・確認	◎	○	○
	◇敷地間で移動可能な環境整備	◎	◎	○
	◇来訪者への情報提供	○	◎	◎
体制(態勢)	□地域の防災組織との連携(防災体制の強化)	◎	◎	◎
	□隣近所の災害時要配慮者等の把握と見守り・支援	○	◎	○
	□建造物の点検の体制(態勢)づくり	◎	◎	◎
	□災害後の建築物等の応急修理・復旧の体制(態勢)づくり	○	◎	◎
	□助成措置等の見直し・充実・創設	○	○	◎
	□庁内体制の充実・強化と関係機関との連携	○	○	◎
その他の災害	□ハザードマップの周知	○	○	◎
	■土砂災害防止対策(主として広島県)	○	○	◎
	■津波・高潮対策(主として広島県)	○	○	◎

本計画における「地区」と「地域」について

- ・地区: 保存地区及び計画対象区域(保存地区と隣接する街区)、他都市の重要伝統的建造物群保存地区を指す。
- ・地域: 計画対象区域を越える鞆町、福山市の他の町などのまとまりのある範囲及び一般的な市町村などの範囲を指す。また、区域の大小にかかわらずコミュニティ(町内会、防災組織など)を「地域」と表現(省略)する場合がある。

（２）具体的取組の内容

想定される災害等に対する６つの基本方針ごとに、具体的取組（施策・事業※）とその内容（概要）を示すとともに、自助・共助・公助の視点から取組の主体等を関連づけて整理する。

このうち取組の主体等における自助は住民等それぞれ（各自）の取組、共助は地域（近隣～町内会等）の取組であり、自助・共助は本計画では本市として期待する事項である。いずれの場合も住民・地域・行政の連携が大切であり、さらに住民・地域・行政又は地域と行政がそれぞれに主体となる取組については、協働して取り組むことを目指す。

ここにあげている取組は、いずれも防災性の向上に資するものであり、すでに行っており継続するもの、新たに取り組むものなど、多岐にわたって数多くの取組を設定している。

したがって、本計画において新たに取り組むこと、拡充すること、特徴的なこと、特に効果が高いと考えられることを重点的取組として明確にし、そのねらい、目指す効果、内容、手順などをより詳しくまとめ、具体化に向けた道筋（推進力）をつけることとする。

また、重点的取組は優先度（実施時期）とイコールではなく、重点的取組以外においても継続事業や早期に取り組む事業がある。また、重点的取組も、行政（本市）が取組主体となるものだけでなく、各自、地域が取組主体となることを期待するものがある。

なお、事業の実施時期は「５－３ 防災対策事業計画」で示す。

※施策・事業

施策は、目指す姿・目標（政策）を実現するための方策である。

事業（事務事業）は、施策を実現させるための具体的な手段で、福山市が直接実施するもの、補助金などを交付して実践するものがある。

なお、政策とは、福山市が目指すべき姿、目標・方向、目的に関わることである。

＜例：政策・施策・事業＞

政策：災害に強い鞆町にしよう

施策：建築物・敷地の防災性の強化

事業：住宅用火災警報器の設置促進（促進＝支援・誘導：補助金、技術・情報提供など）
市所有建築物（鞆の津の商家）の防災設備の更新

ア 防災対策１：火災

火災に対する取組方針に基づき、具体的取組の内容（概要）とそのねらい、主体等を設定する。

基本方針

火災から人とまちを守る～火災を起こさない、拡げない、延焼させない～



表 5-1 「火災」に関する防災対策（取組）

(1/2)

取組メニューと概要（施策・事業） ■：主としてハード □：主としてソフト ◇：ハード・ソフト アミ掛け：重点的取組	ねらい	取組主体・支援など ◎：取組主体 ○：協力・支援など		
		期待する事項		行政 (公助)
		各自 (自助)	地域 (共助)	
◇住宅用火災警報器の設置と維持管理 ・住宅用火災警報器の設置の周知 ・未設置住宅における設置促進 ・維持管理の徹底（電池交換など）	火災の早期 発見、連 絡・通報	◎	○ 周知へ の協力	○
◇住宅用火災警報器の連動型設置、グループ設置 ・住民等の理解と協力 ・保存地区内におけるグループ化、保存地区周辺とのグループ化の検討（連動型設置、グループ設置に係る地元調整など） ・外部（道路）への警報音伝達の工夫（留守が多い住宅など）：連動型の設置 ・空き家への設置 ・支援制度の検討	火災の早期 発見、連 絡・通報	◎	◎	○
◇感震ブレーカーの周知と設置 ・感震ブレーカー（地震を感知して電気を自動遮断）の設置 ・感震ブレーカーなどに関する情報提供 ・支援制度の検討	火災予防	◎	○	○
◇屋外への消火器の設置と周知 ・使用方法の訓練、周知 ・目標：原則 20m 程度の間隔（向こう三軒両隣）で道路側などに設置 ・各所に 1～2 本の消火器の設置（できれば 2 本） ・保存地区に馴染むボックス	初期消火	○ 民地の 場合	◎	○
◇消火栓の利用体制（態勢）づくり ・スタンドパイプ、ホース格納箱等の配置による消火栓の住民利用（初期消火）の検討 ・住民等への情報提供（配備場所、利用方法の周知など） ・消火栓利用の訓練	初期消火	○ 民地の 場合	◎	○

表 5-1 「火災」に関する防災計画（取組）

(2/2)

取組メニューと概要（施策・事業） ■：主としてハード □：主としてソフト ◇：ハード・ソフト アミ掛け：重点的取組	ねらい	取組主体・支援など ◎：取組主体 ○：協力・支援など		
		期待する事項		行政 （公助）
		各自 （自助）	地域 （共助）	
◇可搬式ポンプの配備と利用体制（態勢）づくり ・可搬式ポンプの配備の検討…利用できる消防水利の確保・整備 ・住民等への情報提供（配備場所，利用方法の周知など） ・利用方法等の訓練	初期消火	○	◎	◎
■消防活動困難区域の解消に資する消防活動拠点の整備 ・保存地区中央部などにおいて，災害時の消火活動に必要なスペースの確保 ・緊急時の消火活動の円滑化 ・保存地区内の消防活動困難区域の解消に資する消防活動拠点の整備	火災予防， 消火，救 助，避難支 援	○	○	◎
■耐震性貯水槽の整備 ・空地や防災広場などを活用して耐震性貯水槽を整備 ・可搬式ポンプによる利用を検討	消火（初期 消火を含 む）	○ 民地の 場合	○	◎
■防災倉庫の確保・整備 ・空き家や空地等の活用などによる備品・備蓄品を収納する倉庫の確保・整備 ・可搬式ポンプ，消火器，スタンドパイプ，ホース，はしご，脚立，備蓄品（飲料水等）など ・場所によって倉庫の大きさ，収納機器，備品を検討 ・保存地区に相応しいデザインの検討	初期消火， 救 助 ， 避 難・生活支 援	○ 民地の 場合	◎	◎
◇防火帯の確保 ・土蔵，塗籠等の建築物の保存・修理及び管理（防火性能の維持） ・空地の活用	延焼防止	◎	○	○

イ 防災対策２：地震

地震に対する取組方針に基づき、具体的取組の内容（概要）とそのねらい、主体等を設定する。

基本方針

地震から人とまちを守る～地震による建造物の倒壊等及び地震後の二次的な被害を防ぐ～



表 5-2 「地震」に関する防災計画（取組）

取組メニューと概要（施策・事業） ■：主としてハード □：主としてソフト ◇：ハード・ソフト アミ掛け：重点的取組	ねらい	取組主体・支援など ◎：取組主体 ○：協力・支援など		
		期待する事項		行政 (公助)
		各自 (自助)	地域 (共助)	
□建築物の耐震診断の実施 ・耐震診断の必要性や内容，費用（助成措置）などの情報提供 ・耐震診断の実施	建築物の耐震性能の向上	◎	○	○
■建築物の耐震性能の向上 ・鞆町の建築物の特徴を考慮した耐震改修のモデル，方法の提示 ・助成措置（福山市鞆地区町並み保存整備推進事業）の充実の検討 ・耐震性能の向上などの工法（筋かい，火打梁，構造合板，耐震リング，土壁等），費用，助成制度などの情報提供，学習機会の確保 ・耐震改修の実施 ・建築基準法の除外規定（条例）の検討	同上	◎	○ 周知・学習機会の確保への協力	◎
◇感震ブレーカーの周知と設置…再掲	火災予防	◎	○	○
◇建造物の点検・維持管理（修繕等） ・空き家を含めた建築物や塀等の維持管理や点検，修繕等の必要性などの周知 ・長期間居住しない際の管理方法の周知（漏電ブレーカーを落としておく，隣近所に管理をお願いするなど） ・老朽化や腐食等（接地面近くなど），耐震面からの点検 ・樋の状況，雨漏りの点検 ・修繕方法や助成措置などの情報提供	老朽化の抑制，耐震性の維持	◎	○	○
◇ブロック塀等の安全対策 ・ブロック塀等の点検 ・福山市ブロック塀等の安全確保事業の周知と利用促進 ・保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置等（福山市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱）の利用促進 ・ブロック塀等の安全対策の実施	倒壊防止	◎	○ 知人等が気づいた点を助言	○

ウ 防災対策3：交通

交通に対する取組方針に基づき、具体的取組の内容（概要）とそのねらい、主体等を設定する。

基本方針

災害時の緊急車両等の交通を確保する～消防・救急活動等の複数ルートを確保する～



表 5-3 「交通」に関する防災計画（取組）

取組メニューと概要（施策・事業） ■：主としてハード □：主としてソフト ◇：ハード・ソフト アミ掛け：重点的取組	ねらい	取組主体・支援など ◎：取組主体 ○：協力・支援など		
		期待する事項		行政 （公助）
		各自 （自助）	地域 （共助）	
■緊急車両の災害現場への到着時間の短縮 ・概ね幅員 6 m以上の道路等による保存地区外との連絡動線（緊急車両が通行可能な空地など）の確保の検討	消防・救急活動、避難、その他	○関係権利者	○	◎
■緊急時の一般車両の円滑な退避 ・消防・救急活動の支障となる緊急時の県道の一般車両の円滑な退避のため、そのルート（車両が通行可能な空き地など）の確保の検討	消防・救急活動	○関係権利者	○	◎
□緊急時の交通誘導体制の確保 ・災害時・緊急時に消防・救急活動などが的確に行えるための交通誘導体制の確保（消防団など）	消防・救急活動	○渋滞の防止・緩和への協力	◎	◎

エ 防災対策4：避難

避難に対する取組方針に基づき、具体的取組の内容（概要）とそのねらい、主体等を設定する。

基本方針

安全な避難のルートや場所及び支援体制を確保する～だれもが安全に避難できる環境・条件を整える～



表 5-4 「避難」に関する防災計画（取組）

取組メニューと概要（施策・事業） ■：主としてハード □：主としてソフト ◇：ハード・ソフト アミ掛け：重点的取組	ねらい	取組主体・支援など ◎：取組主体 ○：協力・支援など		
		期待する事項		行政 （公助）
		各自 （自助）	地域 （共助）	
◇避難のための一次避難場所の確保・充実 ・安全な一次避難場所の確保の検討 ・利用できる空地の把握・確認 ・関係権利者の意向の把握 ・必要な整備や管理の検討	身近な避難 の場の確保	○ 関係権 利者	◎	◎
◇避難場所・避難所の充実（鞆公民館，鞆コミュニティセ ンター，鞆の浦学園） ・障がい者等の利用に配慮した環境整備 ・装備品・備蓄品などの確認と周知	避難の拠点 の充実	○ 意見 要望	○	◎
◇避難路の安全確保 ・避難路の周知と点検 ・避難路沿いの塀（ブロック塀等）の点検・安全確認 ⇒改修等 ・陸路（道路）が遮断された場合の傷病者の搬送 ⇒防災ヘリコプター，ドクターヘリ，船舶（消防の救 助艇，漁船など）の活用 ・陸路（道路）が遮断された場合の避難など ⇒防災ヘリコプター，船舶（消防の救助艇，漁船など） の活用など	安全な避難 のルートの 確保	◎ 関係権 利者	◎	◎ 陸路が遮 断された 場合
□建築物・敷地内の避難経路の確保・確認 ・避難などについての情報提供，啓発 ・建築物等の所有者，利用者による建築物・敷地内の避 難経路の確保・確認（避難の妨げとなるモノを置かな いなど）	敷地内にお ける安全な 避難	◎	○	○
◇敷地間で移動可能な環境整備 ・奥行きのある敷地（建築物）が連続する街区において， 緊急時に隣地への避難口の整備 ・整備に関する助成制度の検討	同上	◎	◎	○
◇来訪者への情報提供 ・マップや QR コードを利用した避難場所や避難所の周 知	来訪者の安 全の確保	○ 周知へ の協力	◎	◎

オ 防災対策5：体制（態勢）

体制（態勢）に対する取組方針に基づき、具体的取組の内容（概要）とそのねらい、主体等を設定する。

基本方針

地区の防災体制(態勢)を強化する～支え合い・助け合いの防災まちづくり～



表 5-5 「体制（態勢）」に関する防災計画（取組）

(1/2)

取組メニューと概要（施策・事業） ■：主としてハード □：主としてソフト ◇：ハード・ソフト アミ掛け：重点的取組	ねらい	取組主体・支援など ◎：取組主体 ○：協力・支援など		
		期待する事項		行政 (公助)
		各自 (自助)	地域 (共助)	
□地域の防災組織との連携（防災体制の強化） ・ 轄学区自主防災協議会、防火協会等の活動の展開 ・ 轄学区自主防災協議会、防火協会等（地域）と市、消防、警察などの連携 ・ 防災士による地域への指導 ・ 防災訓練 ・ 避難訓練：気候変動や感染症対策を考慮 ・ 初期消火訓練：消火器、スタンドパイプ等による消火栓の利用 ・ 応急救護：救急車が到着するまでの救命措置 ・ 搬送訓練：簡易担架の作製、搬送 ・ 情報収集・伝達訓練 ・ 炊き出し訓練など	訓練・体験学習の充実と体制(態勢)の強化	◎	◎	◎
□隣近所の災害時要配慮者等の把握と見守り・支援 ・ 災害時要配慮者等の支援の体制づくり ・ 災害時要配慮者等の把握 ・ 災害時要配慮者等の見守り・支援の学習・訓練 ・ 介護・福祉部門と防災との連携 ・ 個人情報保護との調整	災害時要配慮者等の安全確保	○ 情報提供、見守り・支援への協力	◎	○
□建造物の点検の体制（態勢）づくり ・ 建築物・敷地の点検項目や方法などのチェックリストの作成（市による作成）⇒所有者、利用者による点検	災害予防体制の強化	◎	◎	◎
□災害後の建築物等の応急修理・復旧の体制(態勢)づくり ・ 被害調査に対応できる既存の建物等のデータの把握・整理⇒データベース化 ・ 被害調査の体制づくり（市、建築士会、大学・学会など） ・ ヘリテージマネージャーとの連携 ・ 職人、建築士の確保、育成	復旧体制の強化	○	◎	◎

表 5-5 「体制（態勢）」に関する防災計画（取組）

(2/2)

取組メニューと概要（施策・事業） ■：主としてハード □：主としてソフト ◇：ハード・ソフト アミ掛け：重点的取組	ねらい	取組主体・支援など ◎：取組主体 ○：協力・支援など		
		期待する事項		行政 （公助）
		各自 （自助）	地域 （共助）	
□助成措置等の見直し・充実・創設 ・建築物の防火性能・耐震性能の向上 ・住宅用火災警報器等の連動型・グループ設置 ・感震ブレーカーの設置 ・可搬式ポンプの配置 ・防災倉庫の整備 など	支援の充実	○ 意見 要望	○ 意見 要望	◎
□庁内体制の充実・強化と関係機関との連携 ・庁内体制，関係機関との連携の充実，強化	支援体制 （防災体制） の強化	○ 意見 要望	○ 意見 要望	◎

カ 防災対策 6：その他の災害

その他の災害（水害・土砂災害，津波・高潮）に対する取組方針に基づき，具体的取組の内容（概要）とそのねらい，主体等を設定する。

基本方針

その他の災害から人とまちを守る～水害・土砂災害，津波・高潮への対策を講じる～



表 5-6 「その他の災害」に関する防災計画（取組）

取組メニューと概要（施策・事業） ■：主としてハード □：主としてソフト ◇：ハード・ソフト アミ掛け：重点的取組	ねらい	取組主体・支援など ◎：取組主体 ○：協力・支援など		
		期待する事項		行政 （公助）
		各自 （自助）	地域 （共助）	
□ハザードマップの周知 ・地震，津波，高潮，土砂災害に関するハザードマップの周知	情報提供・ 啓発・相談 の充実	○	○	◎
■土砂災害防止対策（主として広島県） ・保存地区を含む鞆町における土砂災害防止対策	土砂災害防 止対策	○ 情報提 供，意 見・要望	○ 情報提 供，意 見・要望	◎
■津波・高潮対策（主として広島県） ・保存地区を含む鞆町における津波・高潮対策 ・広島県が実施する津波・高潮対策に合わせた防災対策の検討 ・土嚢置き場の検討	津波・高潮 対策	○ 情報提 供，意 見・要望	○ 情報提 供，意 見・要望	◎

(3) 重点的取組

設定した重点的取組ごとに、取組のねらい、目指す（期待する）効果、取組のメニュー・内容（より詳細な内容）、主体・担い手、具体化の手順、必要なもの・こと（具体化の課題）を整理する。また、必要に応じて取組の背景・理由を追記する。

特に、保存地区において、新たに取り組むこと、拡充すること、特徴的なこと、特に効果が高いと考えられることとして、消防活動拠点の整備と緊急車両の災害現場への到着時間の短縮、そして消防水利の確保（耐震性貯水槽の整備）があり、それに関連して緊急時の一般車両の円滑な退避、避難のための一次避難場所の確保・充実及び防災倉庫の確保・整備をあげることができる。これらに関連させて整理し、一体的に取り組むことによって実行性等を高めることとする。

このように一部集約し12の重点的取組を設定し番号（1～12）を付しているが、この番号は優先順位を示すものではなく、整理上のものである。

表 5-7 重点的取組の一覧（設定理由の整理）

(1/2)

基本方針	重点的取組（内容説明の頁）	重点的取組への設定理由
火災から人とま ちを守る ～火災を起こさ ない、拡げな い、延焼させ ない～	重点的取組 1 ◇住宅用火災警報器の連動型設置、 グループ設置（P98～100）	・奥行き長い敷地、高齢化、一人暮らし高齢者など保存地区の現状から設置の必要がある。 ・火災の早期発見・早期通報、隣近所の協力による初期消火につながる。
	重点的取組 2 ◇感震ブレーカーの周知と設置 （P101）	・現状では普及率は低いと想定されるが、地震の発生可能性がある限り設置の必要がある。 ・地震による電気火災の防止につながる。
	重点的取組 3 ◇屋外への消火器の設置と周知 （P102・103）	・これまでの取組を踏まえ、屋外への消火器設置の密度を高める必要がある。 ・隣近所の協力による初期消火につながる。
	重点的取組 4 ◇可搬式ポンプの配備と利用体制 （態勢）づくり （P104・105）	・保存地区の道路網等の現状から、消防車両の到着及び実際の消火活動が遅れる場合が想定されることから、初期消火に迅速かつ効果的に対応する必要がある。 ・消防が到着するまでの初期消火の機能が強化される。
	重点的取組 5（複合的な取組） ■消防活動困難区域の解消に資する 消防活動拠点の整備 （P106～110）	・保存地区は密集市街地で狭い道路が多いことなどから、消防活動拠点は限定されている。 ・空地等を活用し、消防活動拠点の密度を高める必要がある。 ・消防活動の機能の強化と消防活動困難区域の解消につながる。
	重点的取組 6（重点的取組 5） ■耐震性貯水槽の整備（P111・112） ※消防活動拠点で耐震性貯水槽の整備が可能な場所を考慮し、重点的取組 5 にも含める。	・鞆町においては水量のある河川がないことから、現状では消防水利は消火栓に限定される。 ・消火栓は水圧の低下、大地震による水道管の損傷の恐れがあることから、それとセットで耐震性貯水槽を確保する必要がある。 ・初期消火、消防活動の機能が強化される。
	重点的取組 5（複合的な取組） ■防災倉庫の確保・整備 （P106～110）	・可搬式ポンプやその他消火・防災機具等を拡充していくためには、それらの収納場所が必要である。 ・初期消火の機能が強化される。

注：取組メニューの文頭（取組のハード・ソフトの区分）

■：主としてハード □：主としてソフト ◇：ハード・ソフト

表 5-7 重点的取組の一覧（設定理由の整理）

(2/2)

基本方針	重点的取組（取組名）	重点的取組への設定理由
地震から人とま ちを守る ～地震による建 造物の倒壊等 及び地震後の 二次的な被害 を防ぐ～	重点的取組 7 ■建築物の耐震性能の向上 (P113～119)	・木造家屋が中心で築年数が長く、老朽化している建築物もあり、耐震性能の低い建築物が多数存在する。 ・個々の建築物の状況に応じて、一定程度以上の耐震性能を確保する必要がある。 ・保存地区の実情に応じた建築物の耐震性能の向上につながる。
	◇感震ブレーカーの周知と設置 …再掲	※前記
災害時の緊急車 両等の交通を確 保する ～消防・救急活 動等の複数ル ートを確認す る～	重点的取組 5（複合的な取組） ■緊急車両の災害現場への到着 時間の短縮（P106～110）	・保存地区は東側の一部を除き、防災上有効とされる幅員 6 m 以上の道路は限定されている。 ・現状を踏まえ、緊急車両が災害現場に迅速に到着できる方策を講じる必要がある。 ・取組内容によっては、消防活動困難区域の解消にもつながる。
	重点的取組 5（複合的な取組） □緊急時の一般車両の円滑な退 避（P106～110）	・これまでの状況（経験）から、災害時には一般車両が渋滞し、消防活動を制約することになる。 ・災害時に一般車両を迅速に退避させる必要がある。 ・消防活動が迅速・円滑に実施できる。
安全な避難のル ートや場所及び 支援体制を確保 する ～だれもが安全 に避難できる 環境・条件を 整える～	重点的取組 5（複合的な取組） ◇避難のための一次避難場所の 確保・充実（P106～110）	・高齢化が進む中、災害時には隣近所などで助け合うことが生命を守る重要なこととなる。 ・安否確認と避難が迅速に行えるよう、身近な場所に集合場所を確保する必要がある。 ・要配慮者等の迅速な避難につながる。
	重点的取組 8 ◇敷地間で移動可能な環境整備 (P120)	・保存地区の特徴の一つとして奥行き長い敷地が連続している区域が多数あり、火災が発生した場合、道路側に避難できないことが想定される。 ・隣地側に避難のための動線を確保することが、避難や消火活動において効果的である。
	重点的取組 9 ◇来訪者への情報提供（P121）	・鞆町は観光地でもあり、災害時には、住民はもとより、地域に不案内な観光客等の来訪者へ避難場所や避難ルートなどの情報を提供する必要がある。 ・来訪者に対しても迅速な避難の支援などがよりの確に行える。
地区の防災体制 (態勢)を強化す る ～支え合い・助 け合いの防災 まちづくり～	重点的取組 10 □隣近所の災害時要配慮者等の 把握と見守り・支援（P122）	・高齢化が進む中、一人での避難が困難な人などが多数居住していると想定される。 ・災害時要配慮者等の安全を確保する必要がある。 ・地域ぐるみで災害時要配慮者等の避難の支援などがよりの確に行える。
	重点的取組 11 □災害後の建築物等の応急修 理・復旧の体制（態勢）づくり (P123)	・災害により建築物等が被災した場合、暮らしや事業の維持・継続と併せて、保存地区として価値を継承できるよう、応急修理・復旧に対応する必要がある。 ・生活再建や事業の早期再開、重伝建としての価値の保存・回復につながる。
	重点的取組 12 □助成措置等の見直し・充実・創 設（P124）	・保存地区における建築物等の防災対策、地域における体制づくりや防災機具等の確保などには財政面を含め行政の支援、制度の創設等が必要である。

重点的取組1 住宅用火災警報器の連動型設置, グループ設置 (1 / 3)

基本方針	火災から人とまちを守る～火災を起こさない, 拡げない, 延焼させない～
重点的取組1を構成する取組	住宅用火災警報器の連動型設置, グループ設置
取組のねらい	奥行き長い敷地構成など、町並みの特性及び人口減少・高齢化、不在時間帯など、防災を取り巻く現状を踏まえ、それぞれの住戸等において、火災発生場所以外の部屋や通りなどへ警報が伝わることにより、火災の早期発見及び迅速な連絡・通報・避難を行うため、連動型住宅用火災警報器の設置を促進する。 また、近隣で連携して火災の早期発見及び迅速な連絡・通報、初期消火や避難支援などに取り組むようするため、住宅用火災警報器等（無線式）のグループ設置に取り組む。
目指す（期待する）効果	○火災の早期発見及び迅速な連絡・通報・避難・初期消火 ○近隣で連携した的確な初期消火や避難支援・救助 ○コミュニティの活性化（近隣などにおける連絡・通報や初期消火などの態勢づくり）
取組の内容 …取組主体・担い手	＜連動型住宅用火災警報器の設置＞（図 5-1, 表 5-8 参照） ○情報提供・啓発…市・消防 ○助成措置の検討…市 ○設置や維持管理…住民等 ＜住宅用火災警報器等（無線式）のグループ設置＞（表 5-8 参照） ○情報提供・啓発・勉強会等の開催…市, 参加…住民等 ○助成措置の検討…市 ○合意形成・グループづくり…住民・地域 ○グループ型の住宅用火災警報器等の設置や維持管理…グループ参加者
具体化の手順	<pre> graph TD A[行政市など] --> B[連動型住宅用火災警報器に関する情報提供・啓発市、消防 ・機器の性能や効果、設置場所や住宅・建物防災のポイント ・維持管理、費用 など] A --> C[住宅用火災警報器のグループ設置に関する情報提供・啓発、勉強会の開催市 ・整備方針等作成・決定 ・設置事例や設置方法グループづくり、工事など ・効果、留意点維持管理、点検、誤作動対応など・費用、負担 ・住民等の意向の把握 など] B --> D[助成措置の検討 ・事例の調査 ・法制度の確認・調整 ・整備方法、運用の仕組み・体制づくり ・財政との調整、予算の確保 など] C --> D D --> E[合意形成・グループづくり→整備→維持管理 ・合意形成・グループづくり ・負担の合意 ・グループのできた範囲で整備・運用] D --> F[勉強会等への参加 ・仕組み、設備等への理解留意点を含む ・効果、留意点、維持管理への理解 ・グループづくり連携、いざというときの対応などへの理解 ・費用、負担の確認 など] E --> G[次のグループでの整備原則、合意形成のできた順] F --> G G --> H[連動型住宅用火災警報器の設置→維持管理各自] </pre>

重点的取組1 住宅用火災警報器の連動型設置、グループ設置（2／3）

必要なもの・こと（具体化の課題）	○各自の理解，近隣での話し合いとグループづくり ○国の支援制度の検討 ○住民等の必要性，仕組み，設備に関する理解 ○個人負担への理解，個人負担の軽減 ○保存地区及びその周辺におけるグループ設置の情報提供・周知，隣近所における設置への機運の醸成 ○誤作動に関する理解と対応 ○国の支援制度の検討及び助成措置の創設，事業費の確保
------------------	--

■連動型住宅用火災警報器

警報器の一つが火災を感知すると，有線又は無線により，連動設定を行っているすべての警報器に火災信号を送る。

※連動型住宅用火災警報器は，取り付けの前に連動させるための登録作業が必要

【連動型住宅用火災警報器のメリット】

- 連動型の住宅用火災警報器が火事を感知すると，他の場所に設置されている警報器も連動して警報音を発するので，無人の部屋などで出火した場合の早期覚知に効果的である。
- 設置された場所のすべての警報器で警報音が鳴るため，近所の人や道路上の通行人等が火事に気付く機会が増え，消防署への早期通報につながりやすい。⇒道路などに警報音が届く場所にも設置することが重要

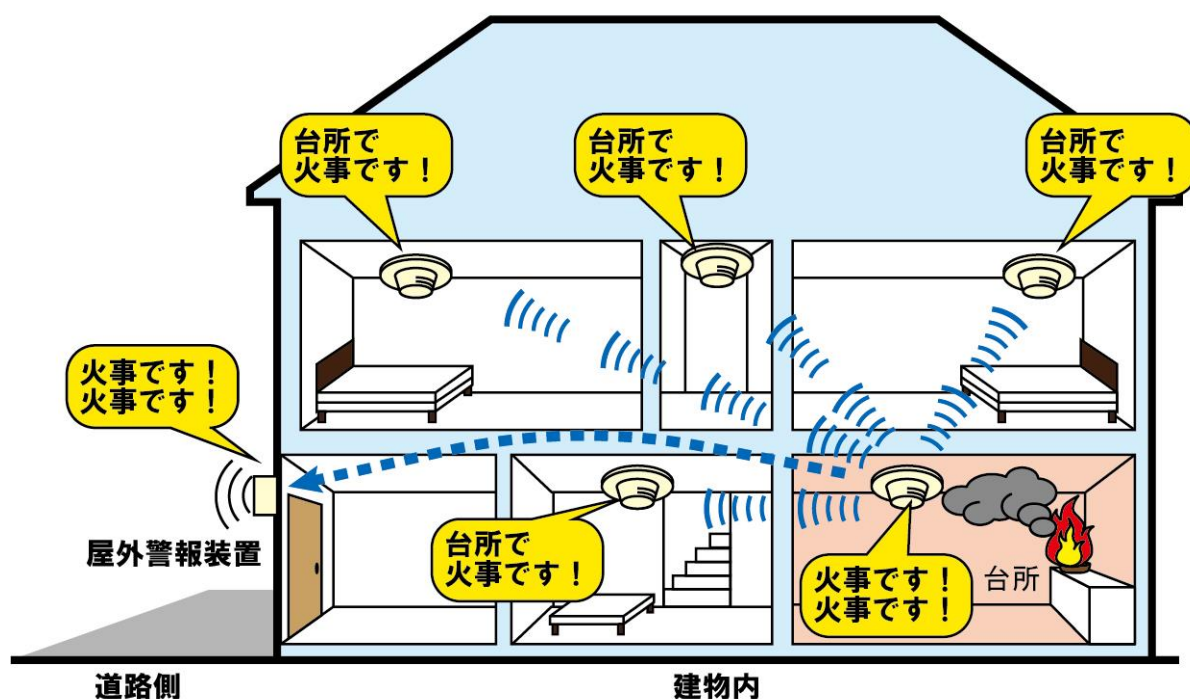
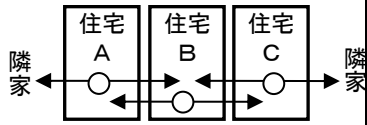
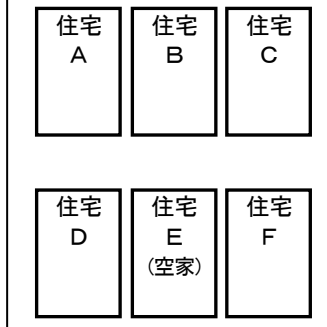
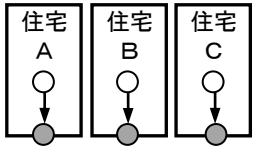


図 5-1 連動型住宅用火災警報器の設置イメージ

重点的取組1 住宅用火災警報器の連動型設置、グループ設置（3／3）

表 5-8 連動型住宅用火災警報器（無線式）等の比較検討

区分	グループ式 (両隣連動式)	グループ式 (向こう三軒両隣+α)	個別式(連動型…外部(道路)への警報音・光伝達)	
通報の範囲 (対象)	両隣又は向かいの住戸等と連動(自宅を含め, 原則3軒)	近隣(向こう三軒両隣など)又はそれより広い範囲でグループを組み, 相互に火災を監視(グループ間の連携も可能)	建物内で火災が発生した場合, 外部(道路)に向けて警報音が鳴り, 周知する。光とのセットもある。	
模式図	 下記の事例の場合 ・空き家にも設置 ・隣が空き家の場合は, 向かいの家に設置(連動) ・無線式の連動型火災警報器	 有線式又は無線式の連動型火災警報器によりグループを構成	 ・道路に面して音(サイレン)と光(フラッシャー)の設備を設置 ・左記の2つのタイプでの設置も可能	
メリット	・隣の人が気づいて助けにきたり, 通報してくれたりすることが期待できる。	・構成世帯等が多いので, 誰かが気づく可能性が高い。 ・どの建物で火災が発生しているか確認できる。	・一人暮らしや留守にしている場合でも, 通りを歩いている人, 近所の人々が異変に気づいてくれる可能性が高い。 ・費用が比較的安価。	
留意点	・連動している住戸が留守の場合の可能性が, 右記の場合より高い。 ・隣が空き家の場合は, そこからは通報されない。 ・一般的に空き家は所有者の同意を得るのに, 空き家以外と比べて制約が多い。 ・整備費がやや高い。…設置事例は補助あり(下記の若桜町)	・一連の住戸等の範囲でグループをつくることが望まれる(できるだけ連続的に構成する)。 ・空き家については左記同様。 ・誤作動の場合の影響が大きい。 ・整備費がやや高い。…設置事例は補助あり(下記の高山市)	・人通りが少ない場合は, 効果が期待しにくい。 ・道路側への音と光の設備の設置に関する住民等への周知。 ・警報音を聞いた場合などの確認・連絡に関する周知・訓練が必要。 ・騒音(車など)で警報音が聞きづらい場合がある。 ・光は日中は見えにくい。	
事例	地区(地域)	福井県若桜町(熊川宿) 平成8年7月重伝建に選定	岐阜県高山市(三町, 下二之町大新町) 平成16年7月重伝建に選定	各地
	グループ・ネットワーク	両隣又は隣が空き家の場合は向かいの建物(住戸)と連動 ※無線式	1グループ最大8件のネットワーク※三町:有線式, 下二之町大新町:無線式	
	設置状況	主屋の寝室, 火気のある部屋, 階段 ほぼ全戸に設置(空き家を含む)	主屋の寝室, 火気のある部屋, 階段 ほぼ全戸に設置 空き家は所有者の同意が得られた場合に設置	主屋の寝室, 火気のある部屋, 階段 道路に警報音等が伝わる場所

※この他、携帯電話等を介して通報する「地域防災情報ネットワークシステム」(相互監視は近隣に限定されない)などがある。

「地域防災情報ネットワークシステム」の留意点

- ・施設・設備(中継基地、インターネット対応)、通信事業者との契約などの検討。
- ・携帯電話を利用しない人(世帯)への対応の検討。

重点的取組2 感震ブレーカーの周知と設置

基本方針	火災から人とまちを守る～火災を起こさない，拡げない，延焼させない～ 地震から人とまちを守る～地震による建造物の倒壊等及び地震後の二次的な被害を防ぐ～
重点的取組2を構成する取組	感震ブレーカーの周知と設置
取組のねらい	阪神・淡路大震災や東日本大震災で発生した火災のうち，原因が特定されたものの約6割は電気器具や電気配線などの電気関係によるものとされている。 こうした状況を踏まえ，一定規模以上の揺れを感知すると，ブレーカーを自動的に落として電気の供給を遮断し，電気火災を防ぐ機能を有する感震ブレーカーの周知と設置を促進する。
目指す（期待する）効果	○地震時における二次被害（電気火災）の防止 ○漏電による火災の防止
取組の内容 …取組主体・担い手	○情報提供・周知…市 ・広報，説明会・勉強会（他の勉強会等とセット） ○設置に対する助成措置の検討…市 ・事例（実施自治体：個人，団体）の把握，実情に応じた助成措置の検討 ○設置・維持管理…住民等，支援…市
具体化の手順	<pre> graph TD A[感震ブレーカーに関する情報提供・周知 ・広報 ・説明会・勉強会 など] --> B[助成措置の検討 ・対象：建築物を所有し又は居住・利用し，当該建築物に感震ブレーカー，漏電遮断器を設置しようとする個人，事業者 ・補助額の例 個人：総額の○分の○以内（上限：○○円）又は定額（○○円）など 町内会等：共同購入・設置…総額の○分の○以内（上限：○○円）など] B --> C[町内会等での共同購入・設置の検討 ・助成措置（共同購入・設置）が創設された場合は，それを利用 各自による購入・設置 ・助成措置（個人）が創設された場合は，それを利用] D[行政（市など）] --> A E[住民・地域] --> C </pre>
必要なもの・こと（具体化の課題）	○住民等への周知 ○住民等の必要性への理解 ○個人負担への理解 ○助成措置（自己負担の軽減）：感震ブレーカー支援制度の事例を参考に検討 京都市：補助率…補助対象費用額の10分の8補助額：最大5万円。支援対象者…密集市街地に存する昭和56年以前に着工された旧耐震の木造住宅 広島市：補助額…設置経費の1/2かつ上限4万円。ただし，耐震シェルター等を設置しようとする者で，当該住宅（木造）に居住している高齢者等又は高齢者等と同一の世帯に属する者など条件あり 米子市：自主防災組織として，共同購入する場合に総額の1/2（上限50,000円）を補助

重点的取組3 屋外への消火器の設置と周知（１／２）

基本方針	火災から人とまちを守る～火災を起こさない，拡げない，延焼させない～
重点的取組3を構成する取組	屋外への消火器の設置と周知
取組のねらい	高齢化や世帯人員の減少，不在時間帯の状況，空き家の増加など保存地区の現状を踏まえ，火災が発生したときに近隣の人や通りかかった人が迅速に初期消火を行えるよう，屋外への消火器の設置を進める。なお，消火器ボックスは，保存地区の景観との調和を図る。
目指す（期待する）効果	○初期消火への迅速な対応 ○防災を通じた近隣の連携強化，コミュニティの活性化
取組の内容 …取組主体・担い手	○設置に関する助成措置の充実の検討…市 ○設置に関する基準・指針等（設置間隔，仕様，本数）の作成…市 ○勉強会・訓練等の実施…地域（市として支援） - 参加及び住民・地域の合意形成…住民等，地域（町内会等） ・必要性や効果，使用方法などの勉強会等 ・使用に関する訓練（防災訓練などと合わせた実施など） ○屋外への消火器（ボックス）の設置，周知及び維持管理・更新…地域（町内会等） ・具体の設置場所，消火器ボックスのデザインの話し合い・決定 ・消火器の確保（購入），消火器ボックスの製作・設置 ・消火器の維持管理・更新
具体化の手順	<pre> graph TD subgraph Admin [行政市など] A[屋外への消火器の設置に関する助成措置の検討 屋外の消火器に関する基準・指針等の作成 勉強会・訓練等の支援] end subgraph Residents [住民・地域] B[勉強会・訓練等の実施 ・屋外の消火器の必要性や効果，使用方法などの勉強会等 ・屋外消火器の使用に関する訓練] C[住民・地域の合意形成 ・合意が得られた区域から段階的に設置 屋外への消火器の設置，周知→訓練 ・具体の設置場所，消火器ボックスのデザインの話し合い・決定 ・消火器ボックスの製作・設置 ・消火器の確保購入，設置] D[屋外の消火器ボックスの維持管理・更新] end A --> B B --> C C --> D D --> C C --> E[必要に応じて制度等の見直し] E --> A B --> F[通りなどのまとまりで，順次，合意形成] F --> C </pre>
必要なもの・こと（具体化の課題）	○近隣・地域での話し合い ○住民等の屋外消火器に関する理解 ○地域の負担の軽減 ○国の支援制度の検討 ○助成措置の充実又は新たな助成措置の検討

重点的取組3 屋外への消火器の設置と周知（2／2）



保存地区における屋外の消火器（1本）



2本設置している事例（島根県津和野町）



消火器使用の訓練（島根県津和野町）

重点的取組4 可搬式ポンプの配備と利用体制(態勢)づくり (1/2)

基本方針	火災から人とまちを守る～火災を起こさない、拡げない、延焼させない～
重点的取組4を構成する取組	可搬式ポンプの配備と利用体制(態勢)づくり
取組のねらい	保存地区においては、福山地区消防組合南消防署輦出張所が近くにあることから、通報から短時間で被災箇所又はその近くに到着できる。しかし、道路網が脆弱であることから、交通渋滞や地震による建造物の道路への倒壊などにより消防車両等の到着が遅れることが想定される。 このため、住民等による初期消火がより効果的に行えるよう、消火器の設置などと併せて、住民等による可搬式ポンプや消火栓（スタンドパイプの設置）の利用を検討する。
目指す（期待する）効果	○消防が到着するまでの初期消火の体制（態勢）強化 ○火災による被害（人的・物的）の防止，軽減
取組の内容 …取組主体・担い手	○可搬式ポンプ，スタンドパイプの配備…市，地域（町内会等） ・可搬式ポンプの配備と利用可能な貯水槽等の確保 ・消火栓利用のためのスタンドパイプの配備 ○可搬式ポンプ，消火栓の利用体制（態勢）づくり…市，地域（町内会等） ・情報提供・啓発，訓練 ・利用できる人材の確保・養成（訓練），チームづくり ○必要に応じて防災倉庫（格納庫）の整備，維持管理…市，地域（町内会等） ・設置場所の確保（民地の場合は地権者の同意，公共用地の検討） ・デザインの検討 ・場所に応じた規模，内容の検討…可搬式ポンプ，スタンドパイプ，消火器，バケツ，はしご，脚立など
具体化の手順	<pre> graph TD subgraph Admin [行政（市など）] A1[住民等による消火栓・貯水槽等の利用についての検討] --> A2[住民等が利用可能な消火栓・貯水槽等の指定・確保 可搬式ポンプ，スタンドパイプなどの配備（地域と連携） 利用体制（態勢）づくりの支援 ・必要性や効果，利用方法などの情報提供 ・訓練・学習機会の確保] A2 --> A3[必要に応じて防災倉庫（格納庫）を整備 ・設置場所の確保，デザインの検討 ・場所に応じた規模，内容の検討] A3 --> A4[可搬式ポンプ等の利用体制（態勢）づくり ・担い手の確保 ・訓練・学習機会の確保（市と連携），参加] end subgraph Residents [住民・地域] R1[可搬式ポンプ等の利用体制（態勢）づくり ・担い手の確保 ・訓練・学習機会の確保（市と連携），参加] end A2 --> B1[維持管理，更新など] A3 --> B2[維持管理，更新など] A4 --> B3[担い手の確保・養成] </pre>
必要なもの・こと（具体化の課題）	○消防水利として利用可能な水量，取水箇所の確保・整備 ○国の支援制度の検討（文化庁，国土交通省など） ○地域における水路利用及び維持管理の体制（態勢）づくり ○事業費の確保

重点的取組4 可搬式ポンプの配備と利用体制(態勢)づくり (2/2)

可搬式ポンプの設置事例(東京消防庁HP)

D級可搬消防ポンプとは

初期消火を行う場合、最初に思いつくのは消火器です。

しかし、消火器は、発生して間もない初期の火災に対しては非常に有効なものです。消火限界を超えた火災には対応することが困難です。

地域住民の方々が使用できるものの中で、高い消火能力を持つのがD級可搬消防ポンプです。ポンプとしては小型ですが、1分間に130リットル以上の放水ができ、操作方法もやさしく、取扱いを覚えれば少人数での操作が可能です。

D級可搬消防ポンプは通常、搬送用の台車に吸管やホース、管そうなどと一緒に収納されています。

D級可搬消防ポンプの設置場所

東京都内には23区内だけでも約3,000台のD級可搬消防ポンプが配置されています。主な配置場所は、地域の町会・自治会や消防団の倉庫、学校などです。

追記

D級は一番小型のポンプで、女性の利用も想定。ポンプの重量は23kg程度(台車は除く)



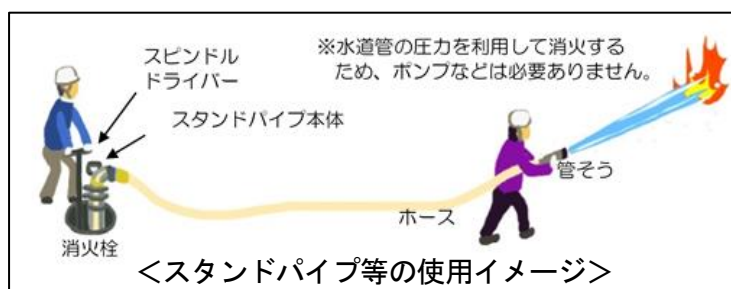
消火栓の利用…スタンドパイプの設置(東京消防庁HP)

スタンドパイプは、消火栓に差込み、ホースと管そうを結合することで、毎分100リットル以上の放水ができる消火用資器材です。

消火用資器材としては軽量で操作も簡単で、消防車両が進入できない狭い道路の多い地域や木造住宅密集地域では、火元直近の消火栓・排水栓を活用した有効な消火活動ができます。

スタンドパイプ本体のほか、消火栓鍵、スピンドルドライバー、媒介金具、ホース、管そう(筒先)で構成されています。

スタンドパイプの主な配置場所は、町会・自治会の会館や防災倉庫などです。身近な場所で、どこにあるか知っておくと、いざという時に非常に有効です。



左：消火栓へのスタンドパイプの設置
(島根県津和野町)

右：スタンドパイプを利用した消火訓練
(同上)



重点的取組5 消防活動困難区域の解消に資する消防活動拠点の整備ほか（1／5）

基本方針	火災から人とまちを守る～火災を起こさない、拡げない、延焼させない～ 災害時の緊急車両等の交通を確保する～消防・救急活動等の複数ルートを確保する～ 安全な避難のルートや場所及び支援体制を確保する～だれもが安全に避難できる環境・条件を整える～
重点的取組5を構成する取組	消防活動困難区域の解消に資する消防活動拠点の整備 緊急車両の災害現場への到着時間の短縮 緊急時の一般車両の円滑な退避 避難のための一次避難場所の確保・充実 耐震性貯水槽の整備 防災倉庫の確保・整備
取組のねらい	■保存地区における消防活動や避難に関する現状認識 保存地区及びその周辺においては、防災上有効とされる幅員6m以上の連続した道路（図5-2）は、当該地区の南東部にあるのみで、災害時における交通渋滞、地震による倒壊・落下物の道路への堆積などにより、消防ポンプ車や救急車等の緊急車両が迅速に目的地に到着できないことが想定される。また、消防活動困難区域（幅員6m以上の道路にある又は面した消火栓等から半径140m超の範囲）が広がる。 災害時においては、これまでの状況から当該地区を通る主要地方道松永線などが渋滞することになり、消防活動が制約されることが予測される。 さらに、高齢化が進む中、身近な場所において（特に保存地区の中央部や西側）、避難時の一次避難場所を確保する必要がある（東側は、近くに指定避難場所・避難所である鞆公民館が立地）。 図5-2 防災上の有効幅員（6m以上） ■消防活動困難区域の解消 保存地区及びその周辺は東側を除き、大半が消防活動困難区域となっており、保存地区の中央部付近に消防車両が円滑に到着できるルート及び消防水利を確保することで、その大幅な解消を図る。 その場所として、次の図の候補地Cをあげることができる。（図5-3、5-4参照）

重点的取組5 消防活動困難区域の解消に資する消防活動拠点の整備ほか（2／5）

取組のねらい	■保存地区及びその周辺における消防活動拠点の整備（3箇所：中央及び東西） 前項で示した消防活動困難区域においては、現状では消防車両は道路に配置し、消火活動等を行うことになる。しかし、大半が幅員6m未満の道路であり、一般車両との輻輳が生じ、迅速・円滑な消防活動に制約が生じることとなる。 このため、空地等を活用して、消防活動拠点を確保・整備する。候補場所としては、次の3箇所とする。（図5-3、5-4及び表5-9参照）⇒消防活動拠点に想定される機能及び施設・設備については資料編（資料2）を参照 ＜候補地A：西町東側（鞆の浦駐車場…市有地）＞ ・西町東側の鞆の浦駐車場で、主要地方道鞆松永線に面しているが、この部分の付近は4m未満である。 ・候補地Cで示した機能等のうち、幅員6m以上のルート確保以外の具体化を目指す場所である。 ＜候補地B：保存地区西側（県有地）＞ ・江之浦町の港及び主要地方道鞆松永線に面した場所にある県有地である。 ・候補地Bは道路用地であるため、地上への工作物などは原則として整備できない。 ＜候補地C：西町中央（民有地）＞ ○保存地区中央への緊急車両の迅速な到着と消防活動拠点の確保→消防活動困難区域の大幅な解消 ・主要地方道福山鞆線及びそれにつながる港に面した幅員6m程度の既存の道路の先にある場所であり、ここに一定程度の空地を確保することにより、保存地区中央部（主要地方道鞆松永線）に車両が到着できる。 ・候補地C（西町の中央、主要地方道鞆松永線に面している敷地）を緊急車両の進入・通行が可能な場所として整備する。それにより、この場所が消防活動拠点となり、併せて消防活動時以外においては避難の一次的な集合場所、その他多様な活用が可能となる。 ・候補地Cから消防ホース（10本連結：200m）を具体のルートを通じて延長すると、鞆城跡の北側や保存地区の西側の一部を除き、消防活動困難区域が解消できることになる。 ・保存地区中央部の主要地方道鞆松永線に到着することで、一般車両を退避させた後には、消防活動拠点（候補地C）が主要地方道鞆松永線（幅員4～6m）と一体となって有効に機能する。 ○緊急時における一般車両の円滑な退避（安全確保と消防活動の円滑化）…緊急車両と一般車両のルートの輻輳を解消 ・保存地区中央で東西に延びる主要地方道鞆松永線に、南側から幅員概ね6m以上のルート（迂回路）を接続することで、保存地区中央部に複数ルートが確保でき、災害時における一般車両の退避が円滑になる。
---------------	---



候補地A
現状は鞆の浦駐車場（市有地）で、主要地方道鞆松永線に面している。西側（写真の手前）は鞆城跡の小高い山で、鞆の浦歴史民俗資料館が位置する。



候補地B
想定する場所として県有地をあげる。この場所は、北は主要地方道鞆松永線、南は港に面している。



候補地C
主要地方道鞆松永線に面している（写真手前）。近くには港側につながる路地もある。

重点的取組5 消防活動困難区域の解消に資する消防活動拠点の整備ほか（3／5）

目指す（期待する）効果 ※詳細は前頁の「取組のねらい」を参照	○保存地区中央部に消防ポンプ車が円滑に到着でき、一部を除き消防活動困難区域（幅員6m以上の連続した道路から消防ホースの有効距離の長さである半径140m以遠の区域）が解消…候補地C ○保存地区中央部で消防活動拠点と主要地方道鞆松永線が一体となって防災機能（消火活動の場など）を発揮…候補地C ○消火活動の場（拠点）などとして利用…候補地A・B・C ○防災倉庫（格納庫）などを設置……候補地A・C ○救急車等が円滑に保存地区中央部に到着（緊急時の安全・安心の確保）…C案 ○災害時の一次的な集合場所の確保（身近な避難の場の確保） ○地域における防災活動の場として利用 ○防火帯の確保 ○観光案内や休憩などの場として利用（可能性）など
取組の内容 …取組主体・担い手	地域住民の要望もある中で、次の候補地において本市として消防活動拠点（防災広場）の整備を目指す。 ＜候補地A（市有地）＞ ○駐車場の災害時における防災活動拠点化への地域の合意形成…市 ＜候補地B（県有地）＞ ○広島県（土地所有者）と協議・調整…市 ＜候補地C（民有地）＞ ○土地等の確保（所有者の同意、購入）…市 ＜共通＞ ○地域の合意形成，意向把握・反映 ○掘削を伴う場合（水槽の設置など）は埋蔵文化財の調査，その他調査（車両通路確保に伴う既存建築物への影響）…市 ○設計，整備（工事），周辺との調整…市 ○整備後の利活用…市・消防，住民・町内会等，来訪者 ○維持管理…市，維持管理への協力…地域（近隣住民など）
具体化の手順	<pre> graph TD subgraph Admin [行政市など] A[A案候補地A市有地 ・駐車場の消防活動拠点化への地域の合意形成 ・整備への意向把握・反映] B[B案候補地B県有地: 当該地区の西側 ・関係権利者と協議・調整] C[C案候補地C民有地 ・土地等の確保購入 ・関係権利者の同意 ・地域の合意形成，意向把握・反映] end subgraph Residents [住民・地域] D[関係権利者の同意 近隣・町内会等の合意及び意見・要望] end A --> E[埋蔵文化財の調査必要に応じて] B --> E C --> E D --> E E --> F[消防活動拠点防災広場の設計，整備工事] F --> G[利用災害時など 維持管理] G --> H[防災訓練，その他行事 交流・憩い 維持管理への協力] H --> F </pre>
必要なもの・こと（具体化の課題）	○土地等の確保（C案） ○地域の合意形成・意向把握 ○国の支援制度の活用→事業費の確保

重点的取組5 消防活動困難区域の解消に資する消防活動拠点の整備ほか（４／５）



※消防活動困難区域(P49を参照)の解消は候補地Cの整備により可能。候補地A・Bは防災性の向上に資するが、消防活動困難区域の解消には該当しない(幅員6m以上道路が必要)

図 5-3 整備の検討

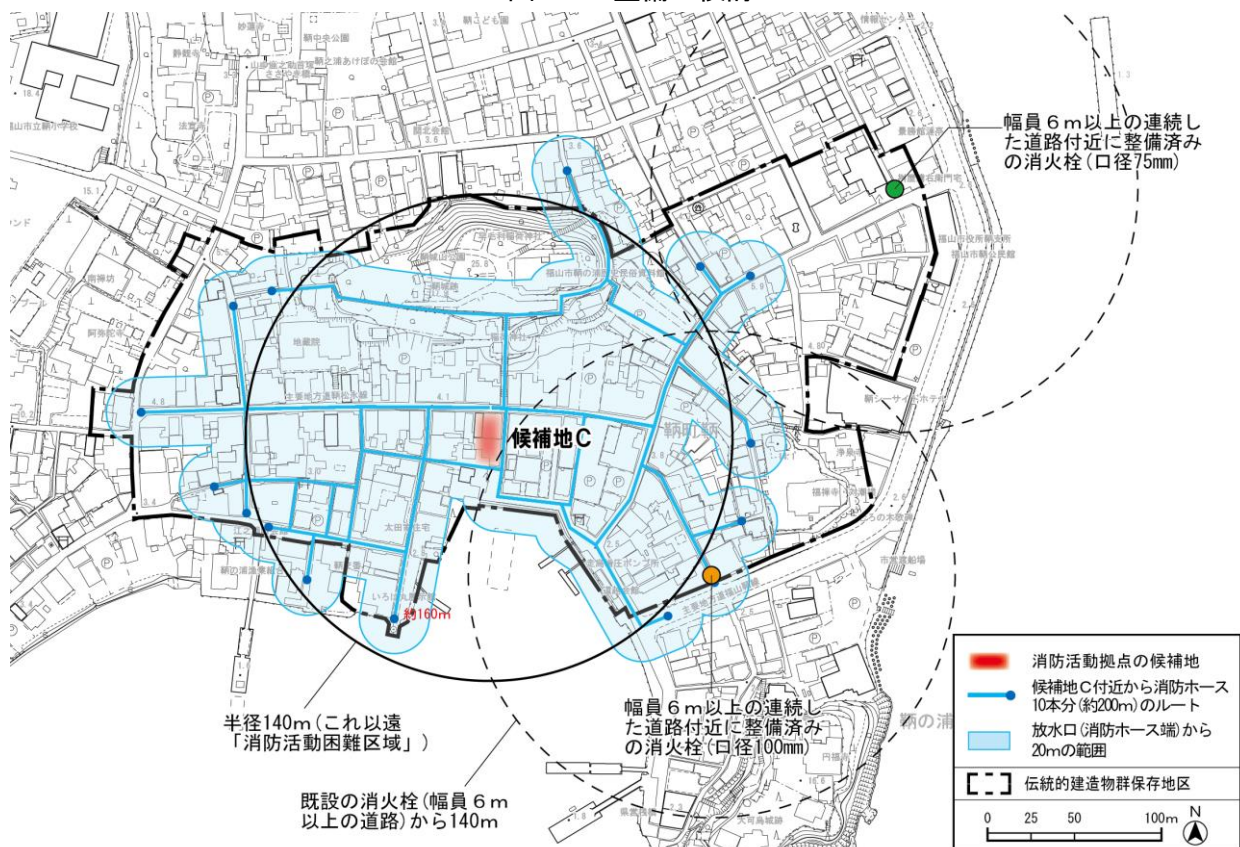


図 5-4 候補地 C から消防ホース 200m・放水 20m の範囲
(それ以遠が実質的な消防活動困難区域)

重点的取組5 消防活動困難区域の解消に資する消防活動拠点の整備ほか（5／5）

表 5-9 消防活動拠点等の3つの候補地における機能及び施設・設備

基本方針 ～大分類と主要な視点(事項)～		効 果 ○:効果あり ー:該当しない		
		候補地A(市有地)	候補地B(県有地)	候補地C(民有地)
火災から 人とまちを 守る	出火防止(看板等による啓発, 訓練の場等)	○	○	○
	初期消火(水利の拡充, 防災倉庫の設置等)	○	○	○
	消防活動困難区域の解消(防災上有効な幅員6m以上の道路, 水利の拡充等)	ー	ー	○
	消防活動の迅速化・円滑化(緊急車両の迅速な到着, 一般車両の退避, 消防活動拠点の確保等)	○	○	○ (ルート確保)
	延焼防止(空地による防火帯等)	○	○	○
	地域における救助への対応(消防が到着するまでの救助等)	○	○	○
地震から 人とまちを 守る	二次被害防止(空地による防火帯, 消火活動場所等)	○	○	○
災害時の 緊急車両 等の交通 を確保す る	緊急車両の災害現場への迅速な到着(防火上有効な幅員6m以上の道路等)	ー	ー	○
	緊急時の一般車両の円滑な退避(緊急車両との輻輳の解消・軽減等)	○	ー	○
安全な避 難のルー トや場所 及び支援 体制を確 保する	空地などの活用による身近な避難・集合の場の確保(一次避難場所, 防災用ベンチ等)	○	○	○
	避難路の安全確保(安全な避難ルート)	○	○	○
	避難路・避難場所等の周知・確認(情報提供や防災訓練, 学習機会等)	ー	ー	ー
	迅速な避難の支援(一次避難場所, 防災説明板の設置等)	○	○	○
地区の防 災体制を 強化する	防災情報の提供・周知と啓発(防災訓練の場, 防災説明板の設置等)	○	ー	○
	防災訓練の実施と参加促進(防災訓練の場等)	○	○	○
その他の 災害から 人とまちを 守る	津波・高潮対策(土嚢置き場, 防災倉庫の設置等)	○	ー	○
	ハザードマップの周知や関連する情報の提供・相談(防災説明板の設置等)	○	○	○
総合評価		○(効果あり):14 事項 保存地区の東側にお ける防災性の向上に 寄与する。 整備の優先度 2	○(効果あり):11 事項 保存地区の西側にお ける防災性の向上に 寄与する。 土地の利用方針等の検 討過程で, 広島県との 協議が必要。協議につ いては, 本市の意向が 反映できるよう, 優先 度とは別に対応する。 整備の優先度 3	○(効果あり):16 事項 保存地区中央部まで のほとんどの区間にお いて防災上有効な 道路・通路により接続 され, 消防活動困難区 域の大幅な解消及び 緊急車両の災害現場 への迅速な到着と一 般車両の円滑な退避 などに寄与する。 整備の優先度 1

重点的取組6 耐震性貯水槽の整備（１／２）

基本方針	火災から人とまちを守る～火災を起こさない、拡げない、延焼させない～
重点的取組6を構成する取組	耐震性貯水槽の整備
取組のねらい	消火栓が使用できなくなった、又は機能が低下した場合でも、消防水利が確保できるよう、耐震性貯水槽を計画的に整備し、保存地区一带の防災性の強化を図る。 耐震性貯水槽の整備においては、空地等の活用を図るとともに、土地条件に応じて防災広場などとしての整備を検討する。
目指す（期待する）効果	○消防水利の確保（防災性の強化） ○災害時の生活用水の確保 ○保存地区の安全性の向上と合わせた魅力づくり（広場等の整備の場合）
取組の内容 …取組主体・担い手	○候補地の選定（町内会等の意向把握）…市（地域・関係権利者との協議・連携） ⇒土地の確保…民有地の場合は関係権利者との調整、土地の購入など（図 5-5 参照） ○埋蔵文化財の調査・確認、その他調査…市 ○耐震性貯水槽の設計…市 ・貯水量 40 立米以上：60 立米以上を目標 ・住民等が初期消火で使用する箇所については、それに対応する設備等も配備 ＜広場等と一体的に整備する場合の検討事項＞ ・緊急車両の通行、消防活動場所 ・かまどベンチ（炊き出し対応） ・町並み形成に資する修景 ・案内板（来訪者への防災情報の提供）、照明など ○工事…市 ○耐震性貯水槽などを利用した訓練（住民等による消火活動としての利用）…市、地域（町内会等） ○維持管理…市（地域の協力）
具体化の手順	<pre> graph TD subgraph Admin [行政（市など）] A[候補地の選定⇒土地の確保 ・関係権利者・町内会等の意向把握] B[埋蔵文化財の調査・確認、その他調査] C[耐震性貯水槽の設計、場所によっては防災広場等を含めて検討 ・貯水槽、外構（場所によっては防災広場等を検討） ・住民等による初期消火利用への対応 など] D[工事 住民等による利用の支援] E[段階的・計画的に整備 ・土地の確保 ・調査・確認 ・設計 維持管理] end subgraph Residents [住民・地域] F[関係権利者・町内会等の意見・要望] G[貯水槽などを利用した訓練 維持管理への協力] end A --> B B --> C F -.-> C C --> D D --> E D --> G G --> E </pre>
必要なもの・こと（具体化の課題）	○適地における土地の確保 ・原則、消防活動困難区域から選定 ・関係権利者等の協力 ○住民等が初期消火で利用する場合の体制（態勢）づくり ○国の支援制度の活用→事業費の確保

重点的取組6 耐震性貯水槽の整備（2／2）

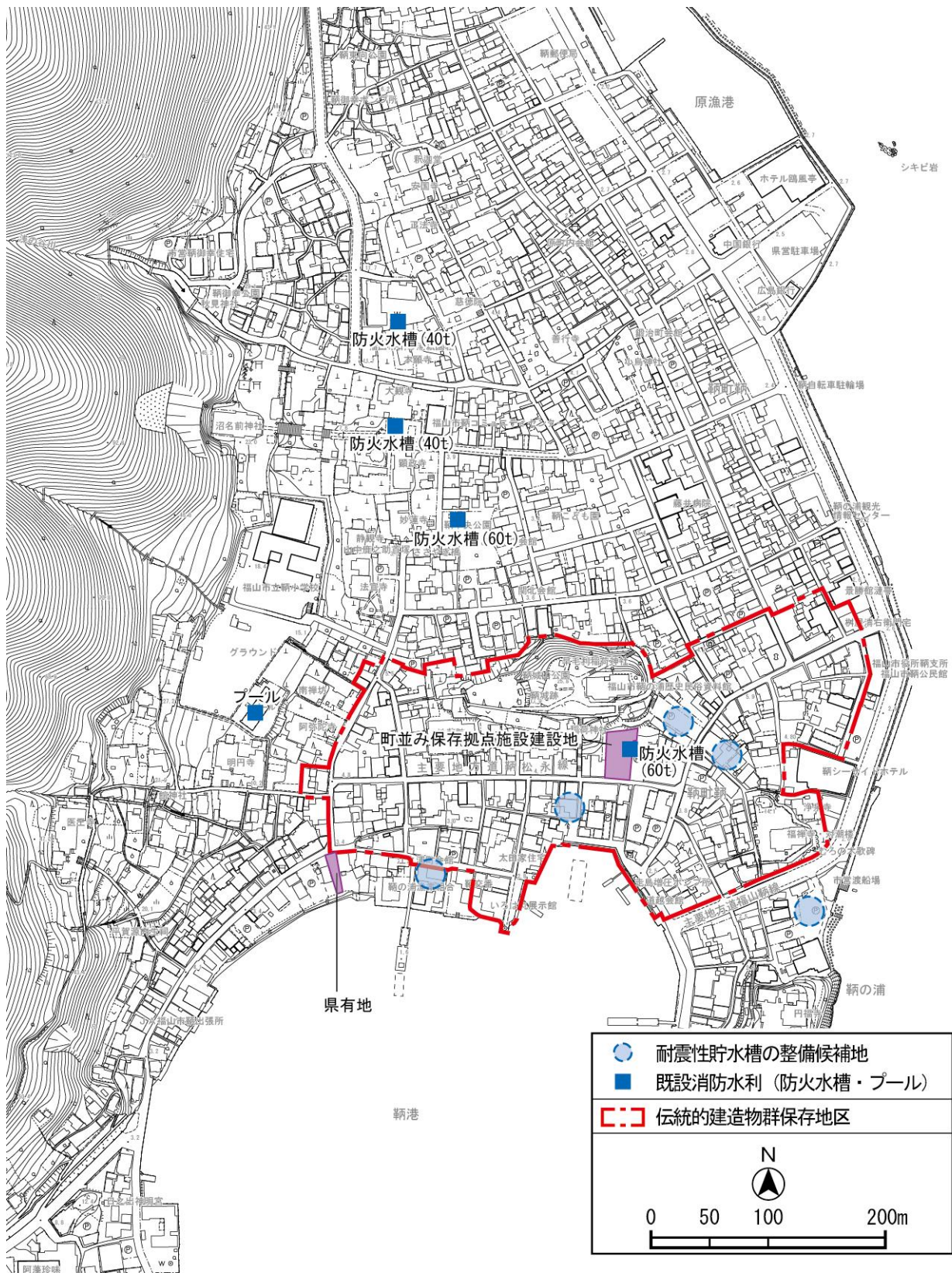


図 5-5 耐震性貯水槽の整備候補地

重点的取組7 建築物の耐震性能の向上（1／7）

基本方針	地震から人とまちを守る～地震による建造物の倒壊等及び地震後の二次的な被害を防ぐ～
重点的取組7を構成する取組	建築物の耐震性能の向上
取組のねらい	建築物や町割の特性を踏まえながら、実状に即した建築物の耐震性能の向上のための取組（修繕・耐震補強など）及び維持管理と必要に応じた修繕等を促進する。
目指す（期待する）効果	○ 町割の特性に即した建築物の耐震性能の向上（修繕などの促進） ・ 伝統的建造物（建築物：特定物件）＋それ以外の建築物 ○ 耐震性能の向上と併せて、防火性能の向上も促進
取組の内容 …取組主体・担い手	○ 「建築物と町の防火・耐震性能向上の手引き」（仮称）の作成…市 ・ 耐震補強モデルについても掲載（P114～117 参照） ○ 効果的な方法などの検討・設定…市（P118 参照） ・ 防火：面戸板、防火ガラス ・ 耐震（基礎、接合部、壁、屋根、その他）：筋かい、火打梁、構造合板、耐震リング、土壁の設置 など ○ 助成措置（福山市鞆地区町並み保存整備推進事業）の充実の検討（P124 を参照）…市 ・ 修繕・耐震補強（構造補強） ・ 防腐・防蟻・腐食対策 など ○ 建築基準法の除外規定（条例）の検討（P119 参照）…市 ・ コミュニティ活動等に資する用途に利用する大規模な伝統的建造物を対象に検討 など ○ 学習機会の確保・充実…市，参加…住民等 ○ 建築物，敷地の点検…住民等，地域（町内会等），専門事業者等 ○ 耐震診断実施…住民等，支援…市 ○ 建築物の防火・耐震性能の向上（修繕，腐食対策など）…住民等
具体化の手順	<pre> graph TD A[防火・耐震の工法，効果などの検討 助成措置の充実の検討ほか] --> B[「建築物と町の防火・耐震性能向上の手引き」(仮称)の作成など ・耐震診断や点検の方法 ・工法，効果(防火，耐震等)，耐震補強モデル ・建築物や敷地，町の点検の方法・助成措置，費用，工期 ・整備例 など] B --> C[建築基準法の除外規定(条例)の検討 ・事例の調査と内容の検討 など] C --> D[学習機会(勉強会)の確保・充実 ・行政又は行政と地区(協働)による機会の確保] D --> E[建築物の防火・耐震性能向上: 伝統的建造物(建築物)＋それ以外の建築物 ・耐震診断の実施⇒耐震補強 ・防火・耐震性の向上のための修繕(腐食・劣化対策を含む) など ※伝統的建造物(建築物)の保存修理に合わせた対応 ※伝統的建造物以外の建築物の新築・改築・改修などに合わせた対応] E --> F[勉強会への参加 建築物，敷地の点検，維持管理] F --> G[必要に応じて手引きの追加・改訂 学習機会(勉強会)の充実] G --> B F --> H[] style H fill:none,stroke:none </pre>
必要なもの・こと（具体化の課題）	○ 近隣での話し合い ○ 住民等の耐震性能の向上の方策・仕組みに関する理解促進 ○ 個人負担への理解 ○ 個人負担の軽減→助成措置の創設

重点的取組7 建築物の耐震性能の向上（2／7）

■耐震補強モデル

～建築物群の個別建物の耐震性能とその対策（仮）～

広島大学大学院先進理工系科学研究科
建築学プログラム 建築構造力学研究室
准教授 森 拓郎

保存地区において、伝統的建造物（建築物）の耐震性能の現状評価とそれを踏まえた対策を検討するため、下記の5棟の建物について耐震診断（一般診断¹⁾）を実施した。

このうち、鞆の津の商家と（仮称）鞆町町並み保存拠点施設は本市の所有であり、町家3棟は民間の所有である。

- 鞆の津の商家：市指定文化財
- （仮称）鞆町町並み保存拠点施設
- 町家A
- 町家B
- 町家C

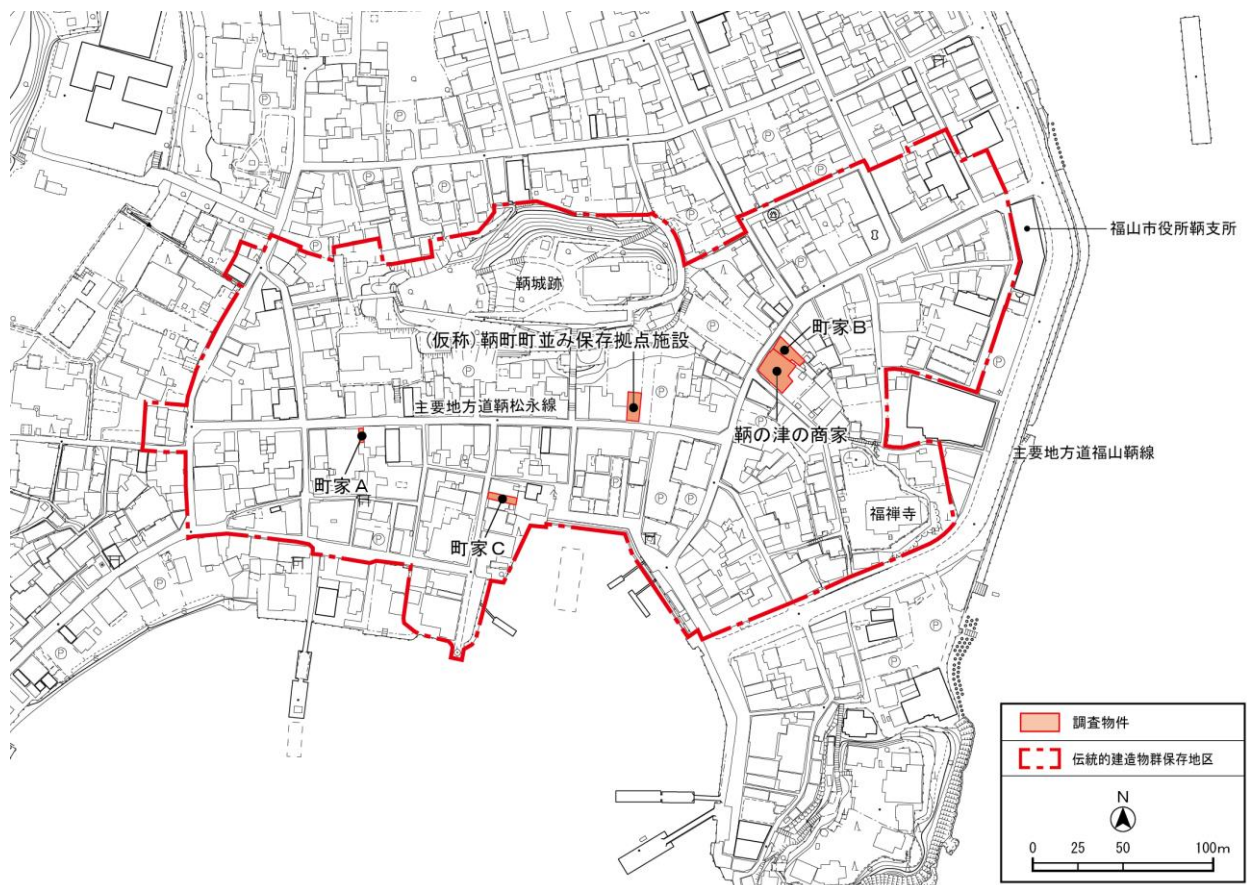


図 5-6 耐震補強モデルの調査物件

重点的取組7 建築物の耐震性能の向上（3／7）

ア 建物の耐震性能及び現状評価

5棟の建物について現状の劣化している状態にある程度即して耐震診断を実施した結果、すべての建物において保有する耐力が必要な耐力に対して満足していない結果となった。必要な耐力に対する保有している耐力の比率は建物によって異なっているが、すべてにおいて表5-10に示す「倒壊する可能性が高い」との判断となった。なお、上部構造評点とは、木造住宅が地震や風などの水平方向の力において必要な耐力に対する保有している耐力の比率である。保有する耐力が必要な耐力を上回ると1.0を超えることとなる。

※耐力の算出における地震地域係数（Z）＝0.9

表 5-10 上部構造評点と判定

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

建物は方向によって地震などの水平力に抵抗する壁である耐力壁の配置や量が異なるため、その地震に対する耐震性能には差が生じる。今回の調査結果を方向別（図5-7）にみると、道路に面した間口方向と、道路から建物奥へ向かう奥行方向で異なり、奥行き方向については「倒壊する可能性が高い」に分類わけされたものの、境界に近い値を示したものがみられたが、間口方向については「倒壊する可能性が高い」のみであり、保有する耐力が必要な耐力に大きく足りていないことが確認された。

保有する耐力の加算に用いることが出来る柱と梁の接合している部分の性能について調べたところ、比較的間口の長い建物では梁と柱に使われている部材が大きく耐力の加算が見積もれるものの、間口の短い建物では梁に使われている部材が小さく耐力の加算も小さくなった。今回の建物の接合部がわからないため、確実な耐力性能を加算することは出来ないが、過去の研究を下に検討した結果を加えて計算しても、上記の結果が変わることはなかった。

また、部材についても腐朽による害やシロアリによる食害を受けて劣化しているもの、土壁の耐力壁については土が落ちてしまっているもの、土壁内部の木舞竹が見えてしまっているものなどもみられ、維持管理についても検討が必要であることが確認された。特に、雨に対する屋根や壁などの対策、雨漏りや雨水の浸入に対する対策が重要であることを改めて記載しておく。

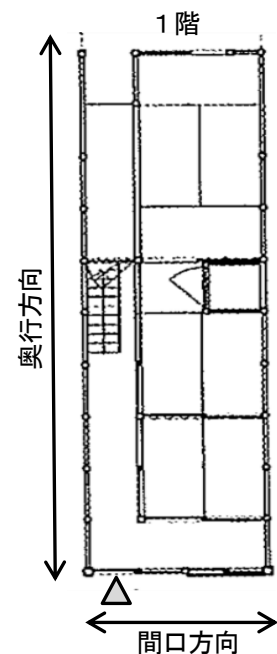


図 5-7 建物の方向

重点的取組7 建築物の耐震性能の向上（4／7）

イ 耐震性能向上の対策

調査を実施した建物について、現状できる手段として、いくつかの耐震性能向上対策を試みた場合の性能を検討した。

- ・葺き土をなくし、屋根重量を非常に重い状態から、重い屋根へと変更する。
- ・土壁の壁厚を70mm、接合部を健全な状態または補強金物を利用する。

これら2つの補強・補修の検討をおこなった結果、上部構造評点は、奥行き方向については0.7である「倒壊する可能性がある」を超えるものもみられ、0.7にかなり近い値を示すようになった。しかし、間口方向においては、元々壁の量が少なく、元々の壁を少し強くすることでは、改善がほとんどみられない結果となった。加えて、前述のように接合部の耐力加算も実施したが、土壁数枚程度の加算としかならなかった。

そこで、3つめの提案として、次の項目を追加し、検討した。

間口方向と平行な部屋の境界に新たな耐力壁を設置する。加えて、奥行き方向に平行で耐力壁が配置可能な箇所にも配置する。

3つめの検討を施した結果、奥行き方向については0.7である「倒壊する可能性がある」を満足することができ、加えて間口方向の広い建物においては同様に0.7である「倒壊する可能性がある」を満足することができた。ただし、現在と同じ間取りで部屋を使用することは少し難しい結果となった。これらの結果を踏まえて、新たな耐震要素として、耐力壁を付与すること、それに見合う柱梁の補強を実施することにより、「倒壊する可能性がある」までの耐震性能の引き上げが可能であることが確認できた。しかし、性能の高い耐力壁を導入できない限り「一応倒壊しない」に引き上げることはかなり難しい結果となった。これらについては、今回調査をした建物の性能を元に、間口方向の長さを1.5間から2.5間ほどまでを想定して検討したが、同様の結果となり、間口方向が厳しい結果となった。

つぎの中期的な補強に示す基礎の導入が進むと比較的耐力が大きい耐力壁の導入が可能となるが、現状では難しいため性能の引き上げに限界があることをここに記す。

ウ より安全を付与するために

短期的な対応として、それぞれの建物の耐震性能を高める必要があると考える。この場合、上記で示したような建物重量の低減、壁や部材の健全化、簡易な補強というものが挙げられる。具体的には、内部で用いられている土壁の量を減らすこと、瓦自体を軽い瓦とすること、隣り合って設置しており外観として見えなくなっている壁の軽量化などがある。

つぎに、中期的な対応として、上記に加えて、基礎を伴う補強が必要と考える。基礎を伴う補強とは、基礎梁となる鉄筋コンクリートの埋設、または鉄骨による基礎の埋設による反力の確保を前提とした高耐力壁の導入や、鉄骨などの基礎を用いた木質系・鉄骨系のラーメンフレームによる補強などが挙げられ、少し規模の大きな改修とはなるが、外観などを損なわない形による補強も挙げられる。高耐力壁による補強の場合は、耐力壁の量（壁を入れている長さ）が耐力の低い壁に比べて少なくなるため、間取りに対する自由度が上がりやすい。同様に、ラーメンフレームによる補強においても補強面における柱及び梁の断面の寸法の増加はみられるものの間取りに対する自由度は高くなる。耐震補強の際に、床のたわみの改修もかねて、添え柱や梁の部材寸法を大きくすることなどにより接合部耐力を加算することも方法としてあげられる。

重点的取組7 建築物の耐震性能の向上（5／7）

また、法律的な制限はあるものの間口方向に高さや間口長さが異なる建物が連なっていることで、地震時に一定に揺れないためにそれぞれの建物が接触することによる地震の揺れの吸収の可能性についても検討がなされており、これらを取り入れられる可能性もある。ただし、角地の建物の耐震性能をより高くする必要や手前の道路側に倒れないようにする工夫が必要となる。

上記の様々な耐震改修に当たり、福山市が認める鞆町に適した耐震補強方法を認めていくことも耐震補強が進む一助になると考えるため、検討が必要と考える。わずかな補強でも進めていくことで、より安全な建物に近づくため、一度の補強で必要な耐力とならなくとも計画を立てて進めていくことが重要と考える。

- 1) 2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法：日本建築防災協会，国土交通大臣指定耐震改修支援センター，2013

＜調査物件：江之浦町の民家（空き家）＞



中央の間口一間半の建築物が調査物件



幅半間の通り土間。右手に3部屋が並ぶ

＜調査物件：鞆の津の商家（市指定重要文化財）＞



右手の建築物が調査物件（鞆の津の商家）



床下・基礎の調査

重点的取組7 建築物の耐震性能の向上（6／7）

■福山市鞆地区町並み保存整備推進事業の充実の検討

- 福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画における防災事業、修理基準、修景基準への耐震に関わる記述の追加の検討
- 福山市鞆地区町並み保存整備推進事業補助金交付要綱又は別資料（別表、手引き等）における耐震補強に関する内容の記載の検討

＜耐震補強の手法の視点（例示）＞

基礎

- ・基礎補強：布基礎整備、無筋基礎の補強ほか

接合部

- ・火打梁、耐震リング、柱の引き抜き防止接合（特殊繊維、専用接着剤）ほか

壁・床

- ・筋違、垂れ壁、特殊パネル、壁柱（間柱充填）、水平ブレース（床）ほか

屋根

- ・葺き土の除去による屋根の軽量化ほか

その他

- ・耐震シェルターほか



耐震リング

出典：j.Pod & 耐震工法協会HP

＜京都市の例＞

- 耐震診断に関して、耐震診断士を派遣して、無料で耐震診断を実施している〔木造住宅耐震診断士派遣事業、京町家耐震診断士派遣事業〕。
- 耐震改修に関しては、補助率80%で、耐震基準を満たす工事（上部構造評点1.0以上）については、上限木造住宅100万円、京町家120～300万円の補助。一定以上（上部構造評点0.7以上1.0未満）の耐震性能を満たす工事については、木造住宅50万円、京町家60万円の補助がある〔木造住宅耐震改修助成事業、京町家等耐震改修助成事業〕。
- リフォームに併せて耐震改修を進めるため、耐震性が確実に向上する工事をあらかじめメニュー化し、費用の一部を補助している（90%、京町家上限60万円）〔まちの匠の知恵を生かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業（まちの匠事業）〕。
 - （ア）壁の設置や屋根の軽量化により耐震性能が従前よりも向上する工事
（ただし壁の設置には耐震診断及び耐震改修設計が必要） 補助限度額 30万円
 - （イ）屋根構面等の水平構面の強化 同 10万円
 - （ウ）根継ぎ等による土台又は柱等の劣化修繕 同 20万円
 - （エ）礎石等への基礎の補修 同 20万円
 - （オ）土壁の修繕 同 40万円
 - （カ）柱脚部への足固め、根がらみの設置 同 10万円
 - （キ）耐震シェルターの設置 同 30万円

重点的取組7 建築物の耐震性能の向上（7／7）

■建築基準法の除外規定（条例）について

コミュニティ活動等に資する用途に利用する大規模な伝統的建造物を対象に、次の内容を検討する。

<建築基準法の適用、適用除外について>

出典：伝統的建造物群の耐震対策の手引（令和2年1月 文化庁文化資源活用課文化財第二課）

伝建地区内の伝統的建造物は、基本的に建築基準法の適用を受ける。条例等により規制の一部緩和は可能ではあるものの、耐震対策については建築基準法に沿って実施する必要がある^注。

さらに、伝建地区内の伝統的建造物は、建築基準法制定以前に建築された既存不適格建築物が多い。これらの伝統的建造物を修理する際、建築基準法の遡及適用がなされるかどうかを確認する必要がある。しかし、遡及適用されない場合であっても、建築基準法の趣旨に鑑み耐震補強を施すことが望ましい。重要なことは、遡及適用の有無に関わらず、文化財建造物の価値を見極め、耐震補強の原則に従い伝統的建造物の耐震化を進めていくことである。

適用除外については、国宝・重要文化財等に指定及び重要美術品等に認定された建築物は、建築基準法第三条第1項第一号により適用が除外される。また、これ以外の建築物でも、条例で定めた現状変更の規制及び保存のための措置が講じられた建築物であれば、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定することにより、適用を除外することができる。ただし適用が除外されても、条例等で定める代替措置により、安全上、防火上、衛生上等の観点から建築基準法が求める性能を担保する必要がある。適用除外のためには建築審査会の同意を得るため建築主事等との協議など様々な手続きが必要となるが、文化財としての特殊性を考慮した改修が可能となる。

国土交通省から建築基準法の適用を除外し、建築物を文化財としての価値を損なわずに活用することの推進を目的とした「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」（平成30年3月 国土交通省住宅局建築指導課）が示されている。

注 建築基準法第85条の3では、伝建地区において現状変更の規制及び保存の措置を確保するために必要と認められる場合に、市町村は国土交通大臣の承認を得て、条例で建築基準法の一部条項の規制緩和ができるとしているが、その内容は建築制限や高さ制限、防火・耐火に係るもの、採光・換気に係るものなどにとどまる。

※アンダーラインは本計画で追記

【歴史的建築物の保存・活用に係る建築基準法の適用除外の事例】

■京都市：京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

※建築基準法の施行日（昭和25年11月23日）前に建築された建築物に限る。

<適用事例（一部）>

○用途変更：住宅→大学サテライト、住宅・飲食店→旅館、学校→老人福祉施設 等々

○歴史的建築物の保存・活用に当たり適合が困難だった規定に対する代替措置

・法第20条（政令で定める技術的基準に適合）→劣化部分の健全化、耐震改修工事

・法第27条（準耐火建築物）→自動火災報知設備、非常用照明及び誘導灯の設置 等々

■金沢市：金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例（他に「金沢市寺町台伝統的建造物群保存地区」にも同様の条例）

■津山市：津山市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

重点的取組8 敷地間で移動可能な環境整備

基本方針	安全な避難のルートや場所及び支援体制を確保する～だれもが安全に避難できる環境・条件を整える～
重点的取組8を構成する取組	敷地間で移動可能な環境整備
取組のねらい	保存地区及びその周辺においては、間口が狭く奥行きが長い敷地が連続しているところが各所でみられ、居室などから道路側に避難するのには距離があり、また、火災や地震によってその方向に避難できなくなる恐れがある。さらに、密集した市街地であることも重なり、一方向にしか避難できない場合も多い。 このため、特に奥行きの長い敷地において二方向避難を確保するため、隣地間等で了承又は協定の締結などにより、いざというときには隣地に避難できる環境・条件を確保・整備する。
目指す（期待する）効果	○災害時における二方向避難の確保（災害時における安全・安心の確保） ○背後地からの消火・救助活動の円滑化（消防の利用：取り壊さなくても消防活動が行える可能性の拡大）
取組の内容 …取組主体・担い手	○支援制度の検討…市 ○情報提供・学習機会の確保…市、参加…住民等 ・敷地間で移動可能な環境整備の効果、整備の方法・内容、支援制度など ○近隣での話し合い、了承又は協定の締結（利用条件など）など…関係する住民等、地域（町内会等） ○消防利用の周知…市・消防、了承…関係する住民等 ○開口部などの整備、維持管理…関係する住民等 ○支援制度の効果等の確認⇒支援制度の充実の検討…市
具体化の手順	行政（市など） 支援制度の検討 情報提供・学習機会の確保など ↓ 近隣・町内会等における話し合い 合意形成 ↓ 開口部などの整備 維持管理 ↓ 他の区域での取組 住民・地域 支援制度の効果等の確認 支援制度の充実の検討 継続的な情報提供・学習機会の確保 →
必要なもの・こと（具体化の課題）	○近隣での合意形成 ○支援制度の創設など ○防犯への留意 ○近隣関係（プライバシー等）への配慮 ○支援制度の創設等（どのようにするか、難しい点はあるか・どう解決するか） ○関係権利者による工事費の確保（支援制度がある場合は自己負担分）

隣地側への出入口を設置している事例



重点的取組9 来訪者への情報提供

基本方針	安全な避難のルートや場所及び支援体制を確保する～だれもが安全に避難できる環境・条件を整える～
重点的取組9を構成する取組	来訪者への情報提供
取組のねらい	鞆町は観光のまちでもあり、町中には老若男女の観光客が訪れている。 こうした状況を踏まえ、住民はもとより、鞆町の道路網や避難場所等に不案内な場合が多い来訪者にも、平時から避難等の的確な情報を提供していくとともに、災害時における避難誘導に対応する。
目指す（期待する）効果	○防災等に関わる情報提供による来訪者の安全・安心の確保 ○安全・安心を含めた観光客の受け入れ体制（態勢）の充実 ○来訪者への情報提供などを通じた住民等の防災意識やもてなしの心の醸成
取組の内容 …取組主体・担い手	○来訪者への情報提供に関するマニュアル等の作成…市 ・来訪者への情報提供の内容：避難場所・避難所、避難ルート、留意点など ・来訪者への情報提供の方法：パンフレット・マップや案内板活用，I C Tの活用（Q Rコード等），避難誘導など ・情報の提供体制（担い手，役割分担と連携）など ○情報提供手段の整備…市 ・案内板等への防災情報の表示と案内板等の整備・更新 ・I C Tを活用した防災情報・観光情報等の提供 ・観光パンフレット等における防災情報の提供…福山市観光コンベンション協会などとの連携 ○来訪者への情報提供や避難誘導の体制（態勢）づくり…市，地域（町内会等），住民 ・災害時における観光客の誘導（防災訓練などでの体験的な習得） ・ボランティアガイド等の防災に関するスキルの向上 ・住民のもてなしの心（ホスピタリティ）の醸成⇒親切な情報提供など ○観光・防災 Wi-fi ステーション整備（観光客，住民等）の検討…市 ・観光・防災 Wi-fi ステーション整備事業（総務省）などの検討
具体化の手順	<pre> graph TD A[来訪者への情報提供に関するマニュアル等の作成 ・内容，方法 ・情報提供体制など] --> B[観光・防災 Wi-fi ステーション整備（観光客，住民等）の検討] B --> C[情報提供手段の整備 ・案内板等への標示，整備・更新 ・ICTの活用 ・観光パンフレット等の活用] C --> D[来訪者への情報提供や避難誘導の体制（態勢）づくり ・災害時における観光客の誘導（防災訓練などでの体験的な習得） ・ボランティアガイド等の防災に関するスキルの向上 ・住民のもてなしの心（ホスピタリティ）の醸成⇒親切な情報提供など] C --> E[情報の更新 案内板等の維持管理，更新など] E --> C </pre> 行政（市など） 地域住民
必要なもの・こと（具体化の課題）	○関係部署，関係団体，地域との連携 ○国の支援制度の活用 ○I C T活用のスキーム（具体的な方法や枠組み）の構築や態勢の確保 ○情報提供や避難誘導の体制（態勢）づくり

重点的取組 10 隣近所の災害時要配慮者等の把握と見守り・支援

基本方針	地区の防災体制(態勢)を強化する～支え合い・助け合いの防災まちづくり～
重点的取組 10 を構成する取組	隣近所の災害時要配慮者等の把握と見守り・支援
取組のねらい	災害時要配慮者等が安心して暮らせ、災害時には安全に避難できるよう、プライバシーに配慮して地域で対象となる人を把握し、隣近所や町内会等で見守り・支援の態勢を整える。
目指す（期待する）効果	○災害時要配慮者等の安全・安心の確保 ○支え合いのまちづくりの醸成（コミュニティの充実）
取組の内容 …取組主体・担い手	○災害時要配慮者等の把握…市、地域（町内会等） ・個人情報保護への留意 ・市、地域（住民、町内会等）が連携した災害時要配慮者等の把握 ○地域における見守り・支援の体制（態勢）づくり…市（支援）、地域（町内会等） ・見守り・支援の学習及び体験・訓練機会の確保 ・介護・福祉との連携 ・町内会等における見守り・支援の体制づくり（担当する災害時要配慮者等又は区域とそのグループ、役割分担、グループ間の応援など） ○見守り・支援の備品等の確保（緊急時）…市（支援）、地域（町内会等） ・車椅子、担架、消火器、その他 ・備品等の収納場所の確保・整備 ・備品等や収納場所の点検・維持管理及び周知 ・支援制度の検討（市）
具体化の手順	行政（市など） 住民・地域 災害時要配慮者等の把握 ・個人情報保護への留意 ・市、地域(住民、町内会等)が連携した災害時要配慮者等の把握 ↓ 地域における見守り・支援の体制(態勢)づくり…市(支援) ・見守り・支援の学習会の開催、訓練の実施 ・町内会等における見守り・支援の体制づくり 見守り・支援の備品等の確保(緊急時)…市(支援) ・車椅子、担架、消火器、その他 ・備品等の収納場所の確保・整備 ・備品等や収納場所の点検・維持管理及び周知
必要なもの・こと（具体化の課題）	○個人情報保護との調整 ○地域における見守り・支援の担い手の確保・育成 ○介護・福祉との連携 ○災害時要配慮者等の見守り・支援の専門的な知識・技術の習得、そのための学習及び体験・訓練機会の確保

重点的取組 11 災害後の建築物等の応急修理・復旧の体制(態勢)づくり

基本方針	地区の防災体制(態勢)を強化する～支え合い・助け合いの防災まちづくり～
重点的取組 11 を構成する取組	災害後の建築物等の応急修理・復旧の体制(態勢)づくり
取組のねらい	災害が発生した後、被災した建築物等を応急修理したり、従前又は往時の外観に復旧したりする体制(態勢)を確立する。
目指す(期待する)効果	○災害により建築物等が被災した場合、迅速な応急修理により、被害の拡大を抑え、居住や事業継続に資する。 ○災害により建築物等が被災した場合、従前又は往時の外観に復旧できる。 ○応急修理・復旧の体制を構築することで、災害時のみならず、持続的に町並みの保存・修復に資する体制が確保されることになる。
取組の内容 …取組主体・担い手	○応急修理・復旧の支援策の提示・周知…市 ・被災状況に応じた支援策の整理・提示 ・支援策の情報提供・周知 ○関係する主体が連携する応急修理・復旧の体制の構築…市、大学・関係団体・専門家等、地域 ・学識経験者、大学、建築士会、建築士・ヘリテージマネージャー、大工・左官等の技能者、地域・所有者等及び行政が連携した体制の構築 ○災害調査に対応できる建築物等のデータの把握・整理…市、関係団体・専門家等 ・建築物等の調査⇒データベース化、図面(平面図、立面図等)のデータ化 ○災害直後の調査・点検、対応策の提示…市、関係団体・専門家 ・所有者等の同意のもとに(同意が必要な場合)、迅速・的確な調査・点検の実施 ・応急修理、復旧の方策の提示 ○建築物等(民間)の応急修理・復旧…住民等(関係権利者)
具体化の手順	<pre> graph TD A[災害調査に対応できる建築物等のデータの把握・整理 ・建築物等の調査 ・データベース化、図面(平面図、立面図等)のデータ化] --> B[応急修理・復旧の支援策の提示・周知 ・被災状況に応じた支援策の整理・提示 ・支援策の情報提供・周知] A --> C[実際の点検と点検結果の整理及び対応策の検討] C --> D[関係する主体が連携する応急修理・復旧の体制の構築 ・学識経験者、大学、建築士会、建築士・ヘリテージマネージャー、大工・左官等の技能者、地域・所有者等及び行政が連携した体制の構築] D --> E[建造物(民間)の改善…住民等(関係権利者)] F[行政(市など)] --> A F --> B F --> C F --> D F --> E G[関係団体・専門家等] --> A G --> B G --> C G --> D G --> E H[住民・地域] --> A H --> B H --> C H --> D H --> E </pre>
必要なもの・こと(具体化の課題)	○学識経験者、大学、建築士会、建築士・ヘリテージマネージャー、大工・左官等の技能者の協力・参加 ○支援策の明確化 ○調査・データベース化等の態勢確保 ○所有者等が具体化できる応急修理・復旧策の提示

重点的取組 12 助成措置等の見直し・充実・創設

基本方針	地区の防災体制(態勢)を強化する～支え合い・助け合いの防災まちづくり～
重点的取組 12 を構成する取組	助成措置等の見直し・充実・創設
取組のねらい	建造物の修理基準・修景基準，市の支援制度の見直し・充実及び創設を検討し，住民・地域における防災まちづくりを促進する。
目指す（期待する）効果	○建造物や町の防災性の強化につながる修理・修景の促進（保存地区） ○保存地区の周辺における建造物や町の防災性の強化につながる修繕等の促進
取組の内容 …取組主体・担い手⇒市	＜助成措置（保存地区等）の充実及び新たな制度の検討（方向性）＞ ○現在ある助成措置（補助金交付要綱，保存計画…修理基準・修景基準等）の充実 ・伝統的建造物の修理事業の補助対象（修理基準），補助限度額（900万円，地区外500万円）などの充実 ・伝統的建造物以外の建造物の修景事業の補助対象（修景基準），補助限度額（800万円，地区外400万円）の充実 ※次の内容を含めて検討 ○建築物の防災力の強化に関する助成 ・建築物の防火性能・耐震性能の向上 ・連動型住宅用火災警報器の設置：道路側（外部）への警報音の伝達（サイレン設備など） ・住宅用火災警報器等（無線式）のグループ設置 ・感震ブレーカーの設置 ○建築基準法の除外規定（条例）の検討 ・事例の調査と内容の検討 など ○町の防災力の強化に関する助成 ・屋外への消火器の設置 ・可搬式ポンプの配置 ○住民・関係権利者，地域のニーズ等の把握 ・上記の助成などに関する住民・関係権利者，地域（町内会等）のニーズや意見の把握
必要なもの・こと（具体化の課題）	○制度の充実及び創設に関わる関係部署，関係機関との調整（役割分担，制度の整合，相乗効果の発揮など） ○優先順位・効果等の検討 ○国等の支援制度の把握・検討 ○事業費の確保（国等の支援制度の活用）

5-3 防災対策事業計画

(1) 事業実施時期の設定

本計画に掲げている具体的取組（施策・事業）の実施については、限られた財源を有効に活用する観点のもとに、効果や難易度・実現可能性などを考慮し、優先順位を設定し計画的に実施していくことが求められる。

施策・事業の実施の時期については、次のように3段階（短期・中期・長期）を設定する。

なお、施策・事業の中には本市が取組主体となるものだけでなく、協力・支援（啓発、情報提供、助成など）を行うものもある。

○短期（概ね今後5年まで）

- ・緊急度・優先度の高い施策・事業
- ・実現可能性の高い施策・事業
- ・継続事業

○中期（概ね今後5年後～10年まで）

- ・短期に準じた施策・事業

○長期（概ね今後10年以上先）

- ・調査・研究を重ねたうえで実施すべき施策・事業
- ・短・中期的には実現が難しい施策・事業

なお、今後の状況によっては、施策・事業の前倒しなど、実施時期には柔軟に対応する。

(2) 事業実施計画（各事業の実施時期等）

取組メニューごとに実施時期を設定するとともに、取組の主体等（協力・支援等を含む）を併記する。このうち、各自（自助）、地域（共助）は、期待する事項である。

表 5-11 防災対策事業計画

(1/3)

基本方針	取組メニュー ■:主としてハード □:主としてソフト ◇:ハード・ソフト 太字:重点的取組	事業実施時期 アミ掛け:着手・実施時期			取組主体・支援など ◎:取組主体 ○:協力・支援など		
		短期	中期	長期	期待する事項		行政 (公助)
					各自 (自助)	地域 (共助)	
火災から人とまちを守る	◇住宅用火災警報器の設置と維持管理	設置 維持管理	同左	維持管理 (施設・設備関係は以下共通)	◎	○	○
	◇住宅用火災警報器の連動型設置, グループ設置		設置		◎	◎	○
	◇感震ブレーカーの周知と設置	周知・設置	設置 維持管理		◎	○	○
	◇屋外への消火器の設置と周知	設置 周知			○	◎	○
	◇消火栓の利用体制(態勢)づくり		体制づくり (下記と連動)		○	◎	◎
	◇可搬式ポンプの配備と利用体制(態勢)づくり		配備 訓練等		○	◎	◎

※事業実施時期の欄（短・中・長期）には主要な事項を（要約）記載…詳しくは「5-2 防災に関する具体的取組（2）具体的取組の内容（3）重点的取組」を参照

表 5-11 防災対策事業計画

(2/3)

基本方針	取組メニュー ■:主としてハード □:主としてソフト ◇:ハード・ソフト 太字:重点的取組	事業実施時期 アミ掛け:着手・実施時期			取組主体・支援など ◎:取組主体 ○:協力・支援など		
		短期	中期	長期	期待する事項		行政 (公助)
					各自 (自助)	地域 (共助)	
火災から人を守る	■消防活動困難区域の解消に資する消防活動拠点の整備	候補地の調整・確保	整備		○	○	◎
	■耐震性貯水槽の整備	場所の確保整備	同左		○	○	◎
	■防災倉庫の確保・整備		確保・整備		○	◎	◎
	◇防火帯の確保	物件の選定保存・修理等	同左	同左	◎	○	○
地震から人とまちを守る	□建築物の耐震診断の実施	制度の周知耐震診断の実施	同左	同左	◎	○	○
	■建築物の耐震性能の向上	手引きの作成支援の充実除外規定(条例)の検討	周知耐震改修の実施	同左	◎	○	◎
	◇感震ブレーカーの周知と設置…再掲	設置	設置維持管理		◎	○	○
	◇建造物の点検・維持管理(修繕等)	方法等の周知点検・修繕等	同左	同左	◎	○	○
	◇ブロック塀等の安全対策	制度の周知安全対策	同左		◎	○	○
災害時の緊急車両等の交通を確保する	■緊急車両の災害現場への到着時間の短縮	動線確保(候補地)の検討	空地等の確保		○	○	◎
	■緊急時の一般車両の円滑な退避	動線確保(候補地), 対策の検討	空地等の確保		○	○	◎
	□緊急時の交通誘導態勢の確保	消防団等との連携・訓練	同左		○	◎	◎
安全な避難のルートや場所及び支援体制を確保する	◇避難のための一次避難場所の確保・充実	候補地の検討	確保・整備		○	◎	◎
	◇避難場所・避難所の充実	備品などの充実	環境整備		○	○	◎
	◇避難路の安全確保	避難路の周知と点検避難・搬送体制の強化	避難路の点検・整備避難・搬送体制の周知		◎	◎	◎
	□建築物・敷地内の避難経路の確保・確認	情報提供・啓発避難経路の確保・確認	同左	同左	◎	○	○
	◇敷地間で移動可能な環境整備		支援の検討避難口の整備	避難口の整備	◎	◎	○
	◇来訪者への情報提供	情報提供方法の検討	情報提供の実践	情報提供の実践・拡充	○	◎	◎

表 5-11 防災対策事業計画

(3/3)

基本方針	取組メニュー ■:主としてハード □:主としてソフト ◇:ハード・ソフト 太字:重点的取組	事業実施時期 アミ掛け:着手・実施時期			取組主体・支援など ◎:取組主体 ○:協力・支援など		
		短期	中期	長期	期待する事項		行政 (公助)
					各自 (自助)	地域 (共助)	
地区の防災体制(態勢)を強化する	□地域の防災組織との連携	各主体の活動と連携 防災訓練の実施	同左	同左	◎	◎	◎
	□隣近所の災害時要配慮者等の把握と見守り・支援	要配慮者等の把握 支援体制づくり	要配慮者等の把握 見守り・支援の学習・訓練 ⇒いざというときの活動	同左	○	◎	○
	□建造物の点検の体制(態勢)づくり	チェックリストの作成・周知	点検(⇒改善)	同左	◎	◎	◎
	□災害後の建築物等の応急修理・復旧の体制(態勢)づくり		建物等のデータベース作成 体制づくり		○	◎	◎
	□助成措置等の見直し・充実・創設	防火・耐震性能の向上(条例を含む) 警報器のグループ設置 感震ブレーカー設置 可搬式ポンプ配備	(助成措置等の周知と活用・具体化、適宜見直し)	同左	○	○	◎
	□庁内体制の充実・強化と関係機関との連携	体制・連携の強化			○	○	◎
人その他の災害から とまちを守る	□ハザードマップの周知	周知	周知(適宜見直し)	同左	○	○	◎
	■土砂災害防止対策(主として広島県)	事業	事業		○	○	◎
	■津波・高潮対策(主として広島県)	事業	事業		○	○	◎

5-4 今後の取組方針

保存地区及びその周辺の防災性を高めていくためには、住民等の個々の努力（自助）、地域における支え合い・助け合い（共助）及び公的な事業・制度（公助）を着実に進めるとともに、自助・共助・公助の連携、さらには協働の取組を推進する必要がある。

このため、保存地区及びその周辺における住民等の防災に関する知識・意識の醸成を図りながら、自助・共助の促進及び各主体の協力・連携を充実・強化する。

また、自助・共助の促進や協働の取組の展開においては、公助としての支援策や体制（態勢）の充実、公共事業を実施するための地域の理解と協力の確保といった、地区の防災性の強化を支える仕組みづくりが必要となる。

さらに、本計画を具体化するためには、優先順位を設定し事業費などを確保し、施策・事業の実施・評価・改善及び本計画の見直しにも柔軟かつ的確に対応する必要がある。

こうしたことを、「住民等の防災意識の醸成と自助・共助の促進」「地区の防災性の向上を支える仕組みづくり（公助）」「計画の具体化と進行管理への対応」の観点から、今後の取組方針を整理する。

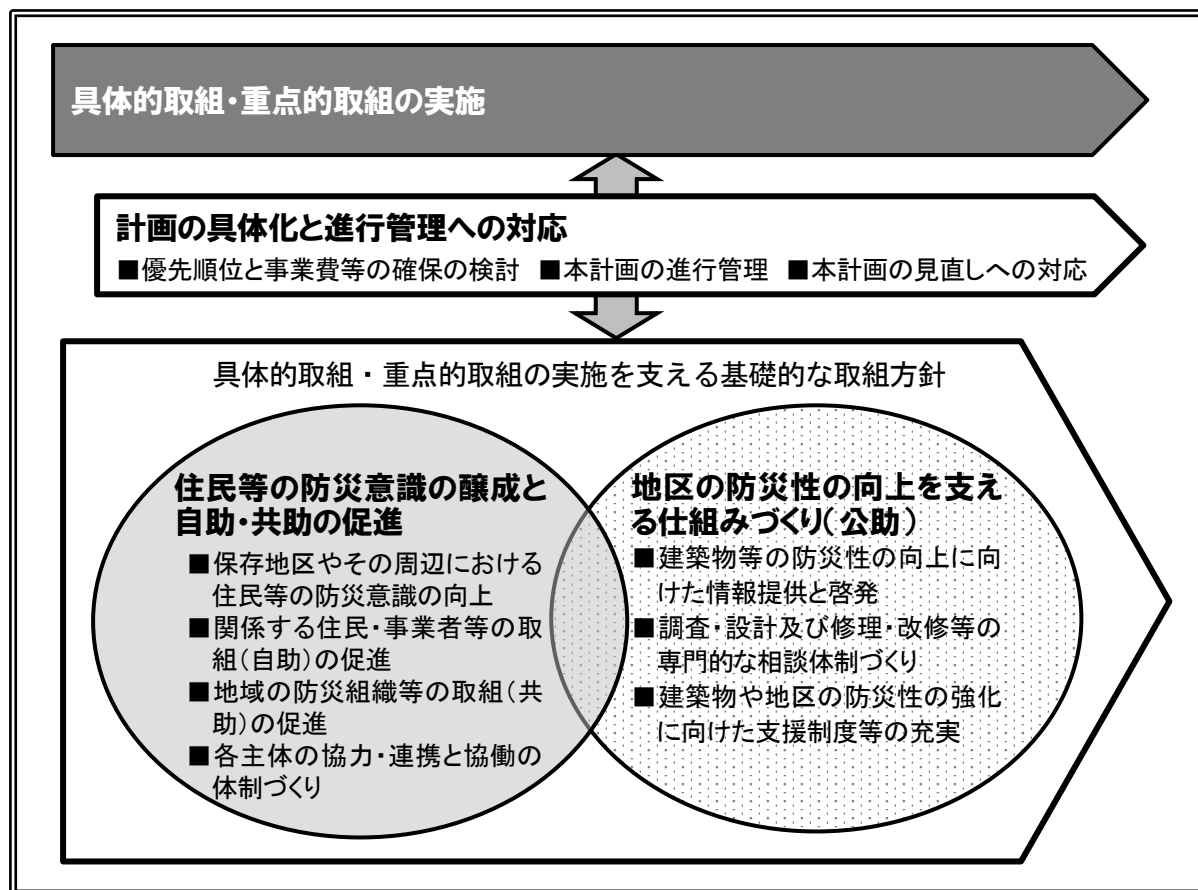


図 5-8 今後の取組方針（体系）

(1) 住民等の防災意識の醸成と自助・共助の促進

■保存地区やその周辺における住民等の防災意識の向上

本計画の具体化においては、関係する住民・事業者等の理解と協力、自助としての取組、そして地域としての共助が重要となる。

このため、本計画における具体的取組・重点的取組に位置づけている「防災に関わる意識啓発・周知と情報提供」などととも、市（消防）、地域が主体となった防災訓練や体験的な学習機会などの持続的な実施を図る。

■関係する住民・事業者等の取組（自助）の促進

地区の防災性を高めるためには、住民・事業者等の取組は不可欠であり、その中には火災に気をつけることや防災訓練への参加などに加え、資金的な負担を伴うものもある。

このため、住民等の防災意識の向上と併せて、ハード・ソフトの両面からの実践的な取組（自助）の重要性を伝えながら、技術的・資金的な面での支援を検討する。

■地域の防災組織等の取組（共助）の促進

災害の予防、早期発見、初期消火、迅速な避難などにおいて、住民一人ひとりの行動と併せて、隣近所・地域の取組・対応は重要な役割を担う。

このため、災害時における的確かつ迅速な行動・取組（共助）が行えるよう、近所づきあいをはじめとしたコミュニティの醸成、轄学区自主防災協議会や防火協会の取組及び地域の防災組織等の連携を促進する。また、災害の予防に関する個々の建築物の防災性の向上（耐震改修、住宅用火災警報器や消火器の設置、その他）などにおいても、関係する住民等に加え、地域としても機運が醸成できるよう、防災組織等と市・消防との連携を図る。

■各主体の協力・連携と協働の体制づくり

地区の防災性を高めるためには、各主体がそれぞれに取り組むのではなく、住民等と地域、行政（市、消防など）が、防災に関する情報を共有し協力・連携するとともに、内容によっては地域と行政が役割を分担し協働して取り組むことで、より効果が発揮できる。

このため、行政と地域の連絡・調整、情報交換などの機会を確保・充実させるとともに、連携・協働した取組（例：建造物・町の点検の体制づくり）については、必要に応じて相互に参加するチームなどを立ち上げる。また、行政においても、文化財担当（文化振興課）、まちづくり（港湾河川課）、消防（福山地区消防組合南消防署）及び国、広島県との連携を図る。さらに、保存地区の防災に関わる専門家や大学等の関係機関との協力・連携体制を確保・充実させる。

(2) 保存地区の防災性の向上を支える仕組みづくり（公助）

■建築物等の防災性の向上に向けた情報提供と啓発

地区の建築物等の防火性能・耐震性能を向上させるためには、個々の建築物等の状況を把握し、必要に応じて適切な修理・改修等を行う必要があるが、それらの実行は、多くの場合、所有者の判断に委ねられることになる。

このため、住民等に対して、建築物等の点検・調査、修理・改修等の必要性、方策や費用、支援などに関する情報提供や啓発を行う体制（態勢）の充実を図る。

■調査・設計及び修理・改修等の専門的な相談体制づくり

前記の情報提供と啓発を含め、建築物等の調査や設計、修理・改修等の工事が適切かつ円滑に行えるよう、建築士、その他技術・技能者、関係団体等が連携した実務の体制の構築を図る。

また、関係する専門家・学識経験者等の協力が得られるよう、組織的（関係機関等）・人的（専門家等一人ひとり）なネットワークづくりに取り組む。

■建築物や地区の防災性の強化に向けた支援制度等の充実

保存地区においては、福山市鞆地区町並み保存整備推進事業補助金交付要綱により、必要な条件を満たす修理事業、修景事業などに補助金を交付することができる。なお、保存地区外であっても、市長が特に必要と認めたものについては、補助物件とすることができる。

この要綱において、建築物の防火性能・耐震性能の向上、敷地の防災・安全性の向上に関わる内容を考慮し、制度の充実を検討する。

（３）計画の具体化と進行管理への対応

■優先順位と事業費等の確保の検討

本計画に位置づけている施策・事業は多岐にわたっており、具体的取組・重点的取組の計画的な実施と併せて、施策・事業の全般にわたって、財源の確保などの実現の見通しと優先順位を検討し、効率的かつ効果的に施策・事業を実施することが求められる。

このため、住民等や地域（町内会等）及び国・県との連携を図りながら、必要な費用の負担やその分担・支援及び財源の適正な確保に努めるとともに、施策・事業の緊急性、効果、住民等のニーズ、実現の難易度、費用などを考慮して優先順位を検討する。その際、「５－３（２）事業実施計画」で示している時期（短期・中期・長期）の年次計画化を図り、必要に応じて時期の見直しを行うことになる。

これらの財源については、文化財に関する補助制度（文化庁）に加えて、国土交通省や総務省、内閣府の支援制度、さらには民間の助成制度の活用を検討し、施策・事業の円滑かつ効果的な実施に資する資金の確保に努める。また、防災に関する国等の助言や技術的支援などが得られるように取り組む。

<支援制度：補助金、交付金の例>

文化庁

- 重要伝統的建造物群保存地区保存等事業費
- 文化財建造物等を活用した地域活性化事業費
 - ・重要文化財、登録有形文化財、重要伝統的建造物群保存地区
 - ・登録有形文化財建造物は防災設備等の整備・耐震対策工事、重要伝統的建造物群保存地区内の建造物は耐震対策工事・敷地内整備を含む

国土交通省

- 社会資本整備総合交付金：街なみ環境整備事業など

総務省

- 消防防災施設等整備費補助金
- 防災等に資する Wi-Fi 環境の整備（公衆無線 LAN 環境整備支援事業：無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱）
 - ・避難所・避難場所…災害時の必要な情報伝達手段の確保、平時においては観光関連情報の収集・教育での活用など
- 観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業（地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱）
 - ・観光情報や防災情報等、地方公共団体から観光客や住民等に提供すべき情報を配

信するために、Wi-Fi ステーション（無線アクセス装置及び情報配信に資する機材を搭載した設備）及び無線アクセス装置を整備

- ・整備箇所は重要伝統的建造物群保存地区の拠点など

内閣府

○防災スペシャリスト養成研修

- ・地域防災リーダーの育成など

民間の支援制度（一例）

○公益財団法人大阪コミュニティ財団

- ・公益に資する事業をおこなう団体等への助成

○公益財団法人トヨタ財団

- ・しらべる助成：地域や人々を取り巻く環境や生じている課題を明らかにし、その結果を踏まえた事業戦略の立案まで行う【調査活動】
- ・そだてる助成：地域の実態を踏まえ、多様なステークホルダー（利害関係者）と共に課題解決の仕組みづくりや未来の担い手育成に取り組む【事業】

■本計画の進行管理

本計画に位置づけている取組（施策・事業）を着実かつ効果的に進めるためには、その進行管理を徹底する必要がある。

このため、定期的に施策・事業の実施状況の確認、達成状況、効果、課題などの把握・評価を行い、本計画及び施策・事業の改善・見直しを行うこととする。その際、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）の考え方を取り入れ、施策・事業の推進や適切な見直しを図る。

■本計画の見直しへの対応

本計画は、防災を取り巻く制度や環境の変化及び上位計画の改定等に併せて、内容の検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。

また、前記の計画の進行管理を通じて、施策・事業の改善・見直しを行う場合は、計画そのものの見直しにも柔軟に対応する。

